茶道三百十條

上

ヲ 多 9
1709
1-3

三百ヶ條一卷

宗道ハ教外別傳不立文字ニて説し妙也以書
文此道事ニて及九牛一毛先違く戒置所なり
利休ハ弓未書物も無し然其禮ニ法有事ニ習有
故ニ宗易居ハ東山殿を以斤桐石見ヘ相傳し書残
忘れまじき為小事ニ而も業ニ拵へ心ニ深く戒
を記し石州当宗ニ及後ハなり是故前後の次第
をもよしは宗寅云ふ後桑山可然方ニ有しを
可然指漢林ニ読む志し深き人ニは此ヶ條ニて記
めでたしく總而書物の根源ものを深く戒めは
事は此儀を能く勤無くして筆行要なり

明治四十二年五月七日
小久江成一氏寄贈
ヲ多9
1709
1-3

一 茶湯茶立ル事并大祥茶合名々習有之事
世俗ニ云茶道の立前茶合とて随之然ルニ是ハ
業也人ノ家ニ初心の人ニハ不可知事也
私曰此頃の立前数寄屋圍茶子並の式
法ハ不審ニ書記シ置事ニ三巻有し是又自分
の覚へニ書物ニ成ル事我嫌ひ家へ書へ不申候

一 茶立ル時身の居様ひの事
身のかまへと云ハ我身を少しすり茶の蓋と座中
の真中ニ合セ置すゝき茶の蓋すくへられハ前の方
へ広く取なし居様ひを致茶子ハ茶ニも水指ニも揃へ
茶子ノ真中ニ並ニ向居候是茶子我身と竹子同し居ハ背

ハ小板の右の方ニ入れを我身我中小高く座鴨合御用
おきなれぬ柄小居ル之茶ハ御之水指ハ用之蓋ハ御ニ向て
用ニ居る柄ニして御を茶ニ向ひまする水指ニも背
ぬ様ニ居ル之大目ハ茶の左の環も身の中小高て
居ル之是ニ茶の脇ニ向ひ又水指の用ニも背ぬ之一番
末ハ左物手の左ハ茶の右の方え付身の中ニ高ひ左物手
の右の左の方え付我中ニ高之右物手の左ハ是ハ上の
畳ハ御ニ向ひて用ハ指る之茶ニ向ひ水指を
まうして描ぬ之是いられ高く之末のおすきたる

一 居ル用ひ様安私の中合る之事
嫌ハ不と云ケ條ニて心得

巳 一

一 茶事又ハ風呂の時ハ道具把洗したる灰花の[illegible]ハ
[illegible]ちく存り水滴ハ勝手外へ出されて右の勝手ニハ
[illegible]合同事也是ハ把洗しさる[illegible]依之御座候有又[illegible]
足ニ而自由成人ハ勝手ニ而[illegible]
右ハ[illegible]事又ハ風炉斗なれども是ニ而[illegible]茶事或ハ
[illegible]も灰[illegible]ハ勝手[illegible]けても[illegible]なり

一 茶事御用ニ而[illegible]と云儀を分別すへし[illegible]
日和の字礼楽の楽の字ニ用[illegible]
万事[illegible]用有茶湯[illegible]茶湯[illegible]又[illegible]
御用有之[illegible]と云ハ十の[illegible]十な[illegible]
するハ[illegible]十の内二ツ三ツは御用[illegible]和[illegible]
用[illegible]又[illegible]
云之是ハ吉[illegible]茶湯ハ[illegible]十分成

五 一

[illegible]七八分の心ニすれハ自然十分の心ニ[illegible]
[illegible]御用の[illegible]十分ニ[illegible]
[illegible]するに[illegible]ハ茶の[illegible]せハ茶懐[illegible]用ひ何事も
[illegible]道具[illegible]ハ和[illegible]て能[illegible]料理ニ内ニも[illegible]
[illegible]候[illegible]能[illegible]十分ニ揃[illegible]ハ[illegible]
[illegible]水指[illegible]十[illegible]成[illegible]

一 [illegible]へ出し[illegible]手燭[illegible]
夜会又ハ朝会の時亭主[illegible]手燭[illegible]持て出[illegible]
[illegible]明[illegible]て一礼[illegible]明[illegible]て[illegible]手燭[illegible]
[illegible]の石[illegible]合[illegible]先[illegible]の石[illegible]上[illegible]
同事なれハ手燭を持[illegible]足[illegible]して手水鉢の[illegible]

三

貴人板ニ次の人持之扱路地の者も出ル様の亭主も相待
手燭を亭主ノ刀掛の据ニ指置ハ亭主侘ニて後次の者も
出ル故なれハ火消し鼻紙ニて火口ハ残法ニ切置之疲念し
ニく後の時ハ亭主侘なれハ客火消して杦當座の用持
く入亭主の手紙持ちにも置之新念ニハ叔明て次もふへ
時分ニなれハ初座の時持てへても古今極の事ハ時分の見へ
行無なり

棚の事昔ハ同し様成棚三重ニ情りしを利休二重ニなし
古織ト上段ちへられ
　日ニ情り棚也廿八定なし　様へかし　さす図之但八寸四方の棚も有　板厚サ廿八
昔ハ常の座敷なれハ一切の道具棚ニ並ぶ
　大寸四方二寸一分也　利休織ア為人の心を知りせん為也　三重ニ情り初め六
今ハ数寄屋囲出来て茶道具の外ハ飾らる事まし○上下同ニ

何方とも表して情り加へ棚を依る所なし候也
寸法ハ古織ト上棚を大小ち段正く出来可然ニ候

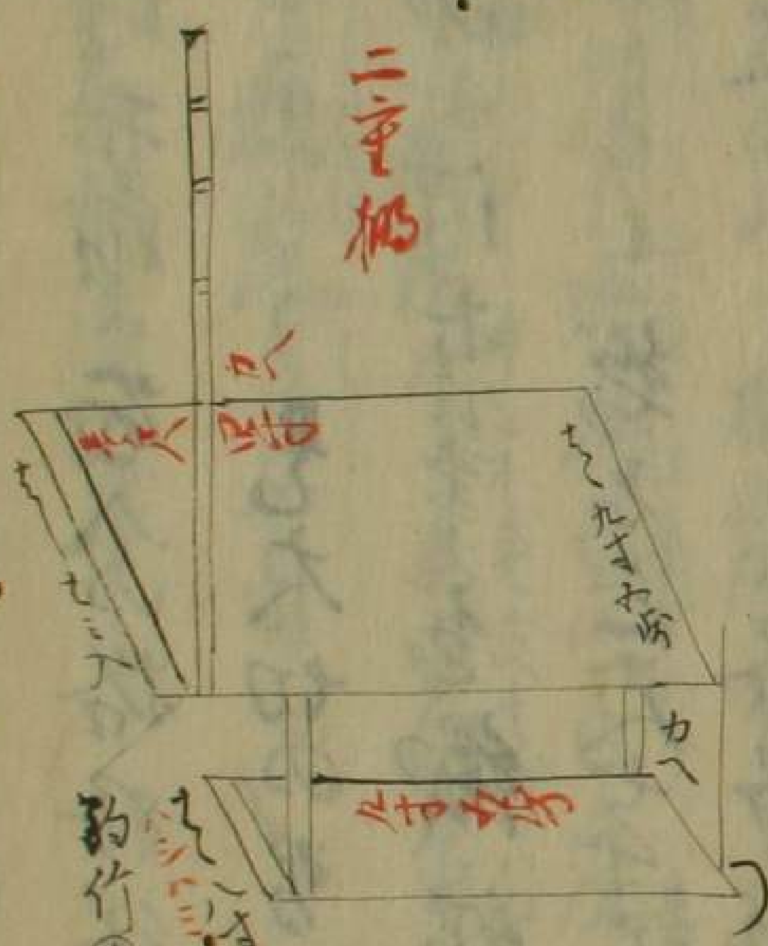

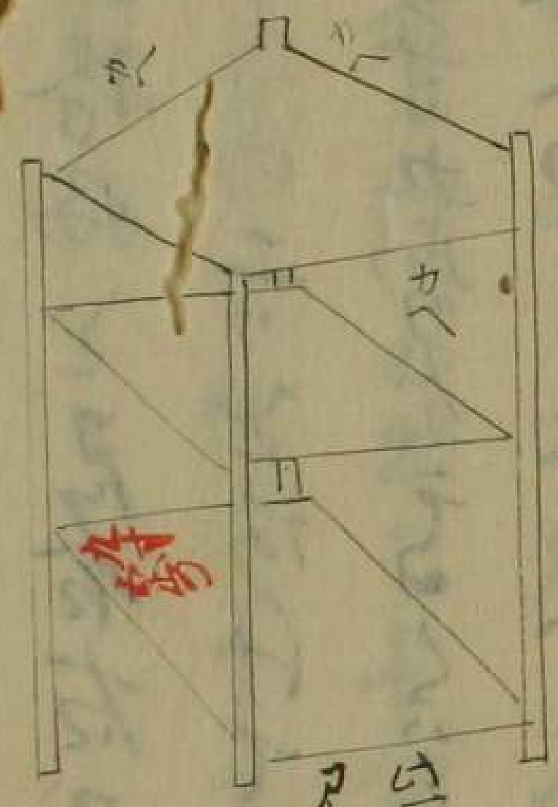

三重引竹ノ上
見へり紙ニツル

下棚ハ竹の上へ寄せて
板の厚サ五歩
上下の目六寸ニ分
ツリ木木下ノ目
八寸五歩

釣竹の小口下へ五分

七
一 花入掛候釘大方寸法并花入之事（……）
花入釘打様ハ花入の格好次第ニ打候事也格好を見立
寸法と申ハ先大切の習也利休ちいさき花入ハ弐尺
弐寸五分ニ釘打筆（も）并織部ハ大きなる花入を三尺七寸五分
小釘打候事也然ハ三尺七寸五分ニ三尺弐寸五分迄の間
花入の大小ニよりて格好見合打也我等おもてのうちにて
の花入の格好を見合右ニ申ス打也切首の打所ニ候
きてもこゝろの二ツをかけて其首ハ格好次第ニ打なり然
共三尺七寸五分より高くハなくて打三尺弐寸五分より下ニハ
不打又大きなる時床なしの又ハ小打時ハ床も高さ
也（三尺八寸五分ニも其上ニも打也）是又格好次第也

八
一 墨跡掛候釘の事
釘（ウケ）請打様并打様ハ九分一寸下ル也天井の大輪より
九分下ニ打ハ釘の出を壱寸也大輪ヲ壱寸下に釘を打ハ
釘の出を九分より竹釘よくして留めハ下へするなり（釘竹ともに同ニて打也）

九
一 板床のこと
（格別板床之内……）
式正の座敷にも板床ハ有之尤左様の座敷ハ板床外の板床ハ侘の
（首の打所ハ同前……）
侘之板床ハ道具並ニ床の内を向へ寄て置候也
花入並小落板なしニ床ニ置也落板ハ水のこぼれ候ため
（……仕りもし）
用なれハ板床ニハ不用之

十
一 諸道具並前後の事
諸道具并茶前後並之茶碗茶入水指ニも前後ある

左の方へ下ル方掛ケ候へ而ハ違ふ事ありて見るし
此方を前と定め東西の掛ケやうひつじ様ニ有之を前ト申す事
後と云ハ其裏也左の脇ニ出る方掛ケたる也前向表也或ハ前と
右と通ふる掛様ニ者出る方筆ニ而有ハ是を表と定め右のごとく前と
表と両掛而遣ふハ飾時ハ前を前として前ニ用ゆるときハ
両方面へ出して用ゆる

一　墨跡掛ケ候様ハ前表紙竹にのぼる掛ケ尓て掛ケ緒かへ
流きたる方へ行くへし
墨跡掛ひつこハ床の向かう先の方をおし下て掛ひ左ハ右ニ
こうも明り先をおとし下ひ向ふかりの床ハ左の方をおし下る
人形と左ハ袖先を結たるなりと見へハ後ろへ出てハ行けハ両方
ろくに掛れハ明り先をあかりて見える様をおし下ハ（て懸き）ろく尓見ゆる

兎角ありたると見る時ハあしくふろくに見ゆる様尓下る故右手すへし
表紙竹ありのまま掛ケ尓掛る物也掛緒かへに付出る様尓有尓掛ケる
之加へと掛緒と二重斗も居の明ひ様尓掛る也依之床の之へ掛り
佐ハ上の方へくハ大を落ケ付下の方揺く之への雅を床尓ぬる方ハ出る
れてハろくにぬりひ加へ尓表紙竹有尓のぼる様尓掛れハ袖の床尓付
ぬ候ふあふらて行しき也

一　墨跡の掛様並掛様の事
孫今両の下ル掛ケ緒を後へのける様ハ表紙竹とつしく掛る也
墨跡掛様ハ床前の左右ふろくに並一文字の所あまりをとる風
帯流緒垂し床へ持て上り候ニハ上客の方の足を後へ上る也
猶其の方の足を左ても右ても先へ歩み出し掛様を掛袖の右し
を垂手にて持下け六寸斗（さけてつけあるし）床へ下ルにも上の方の足を後

六

小座敷ニは床前の具足取次第ニ押板之巻物ハ床
ぶより脇の一方の釘を持ち下の一文字迄之所或表具の なりたりとも
其儘蝉とへつし床前の具足に置其儘風帯掛物の左の
方の風帯或上ハ宇ニ昔ハ床の天井ひきく候へ今
ハ掛物ハ床掛ニ床前の真中法様ノ身をし処へいのめうし故
ろくに座そ其事有り其座ても本ハいの横に成也何と見つゝみて
重巻ひしとすへし

十三
一 墨跡表具名所の事

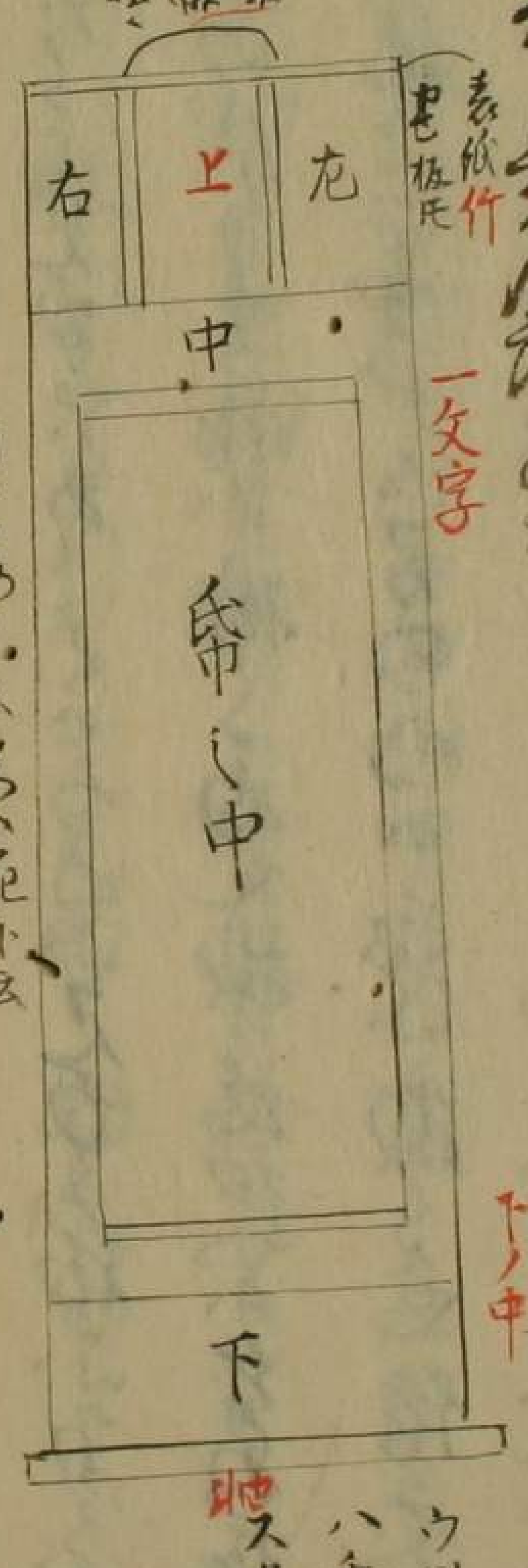

十四
一 表具大師ニ云ハ表補絵 幢補絵 縿幡補絵の事

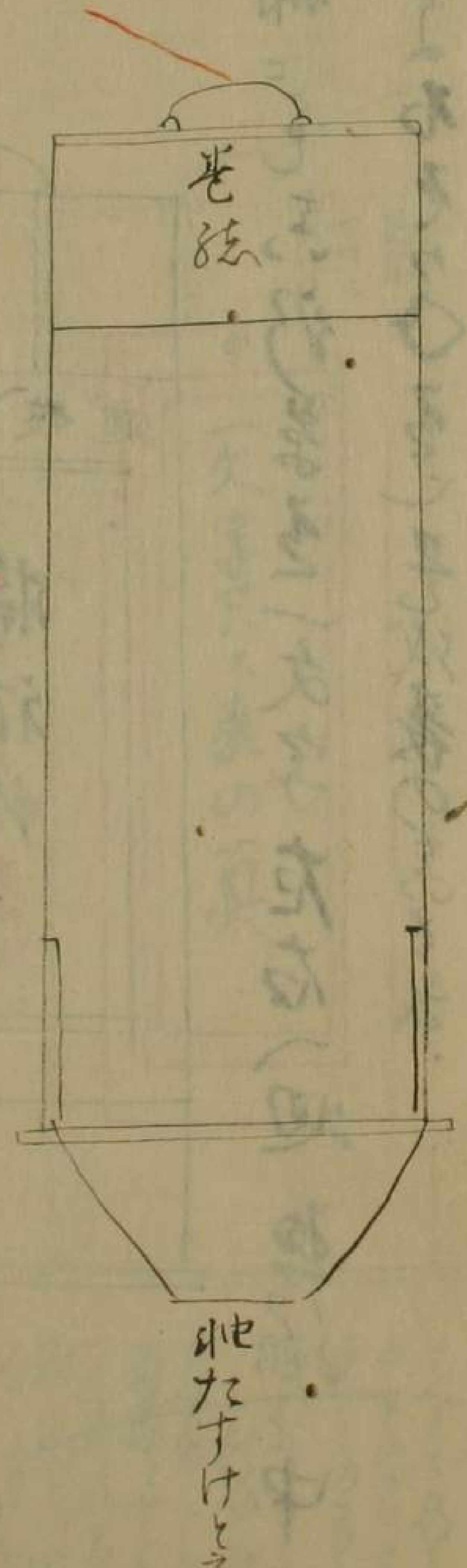

表補絵ハ上下、是ハ四方ヘ云ヲ云真也
幢補絵ハ中廻り四方ヘ四方ヲ云行之

一 縹補綺中縁左右へ細く廻ると云草之

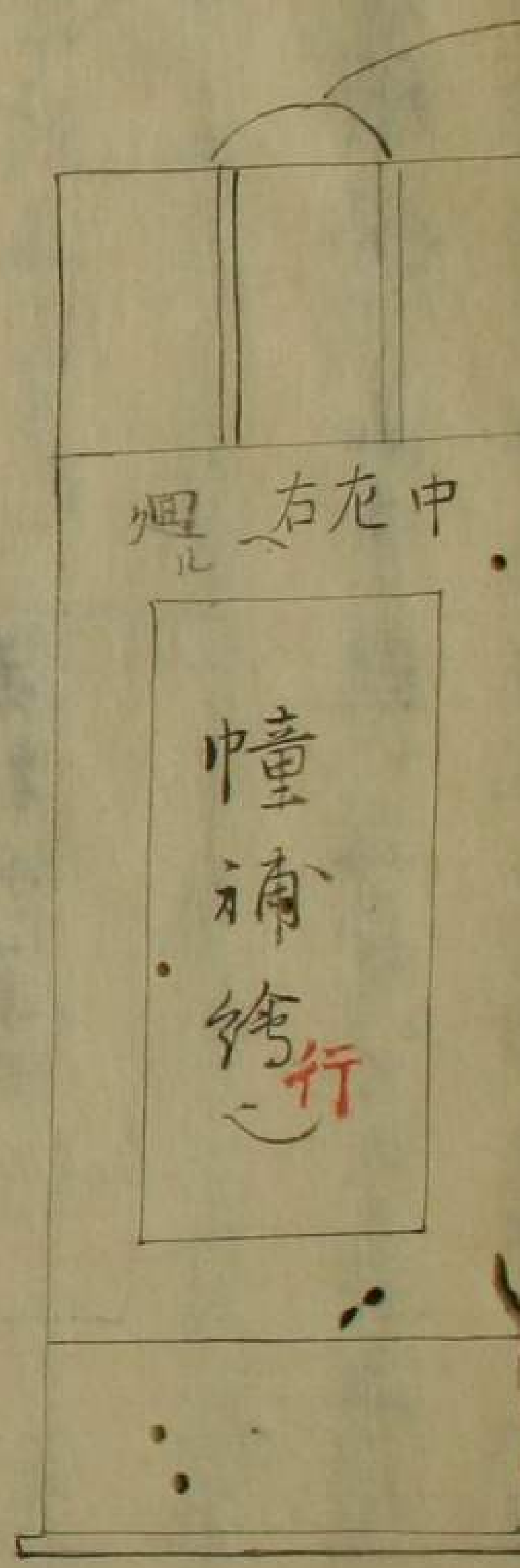

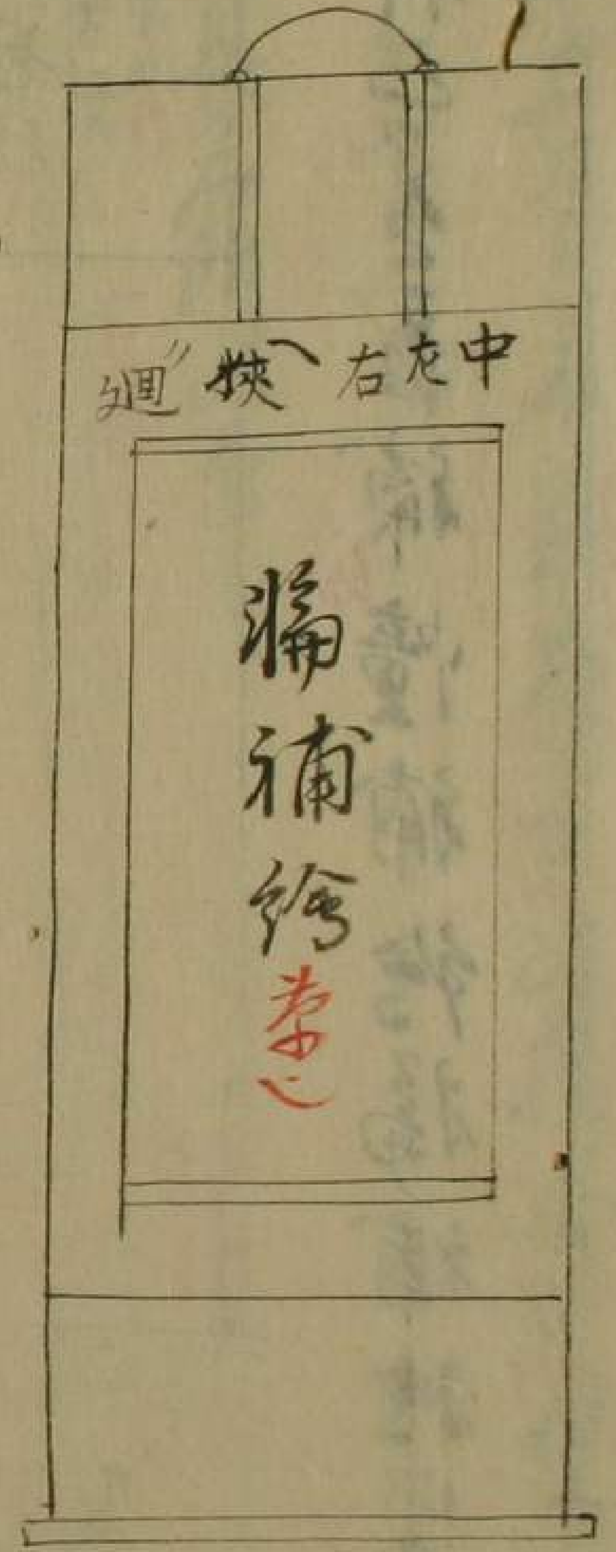

表補ニも云行草ヨ一文字左右へ廻 抱縁と中と
の間よりそ細く廻る是或表の真とも云

一文字不廻 抱縁と中との間と一文字と中
との間ふ細く行
行之

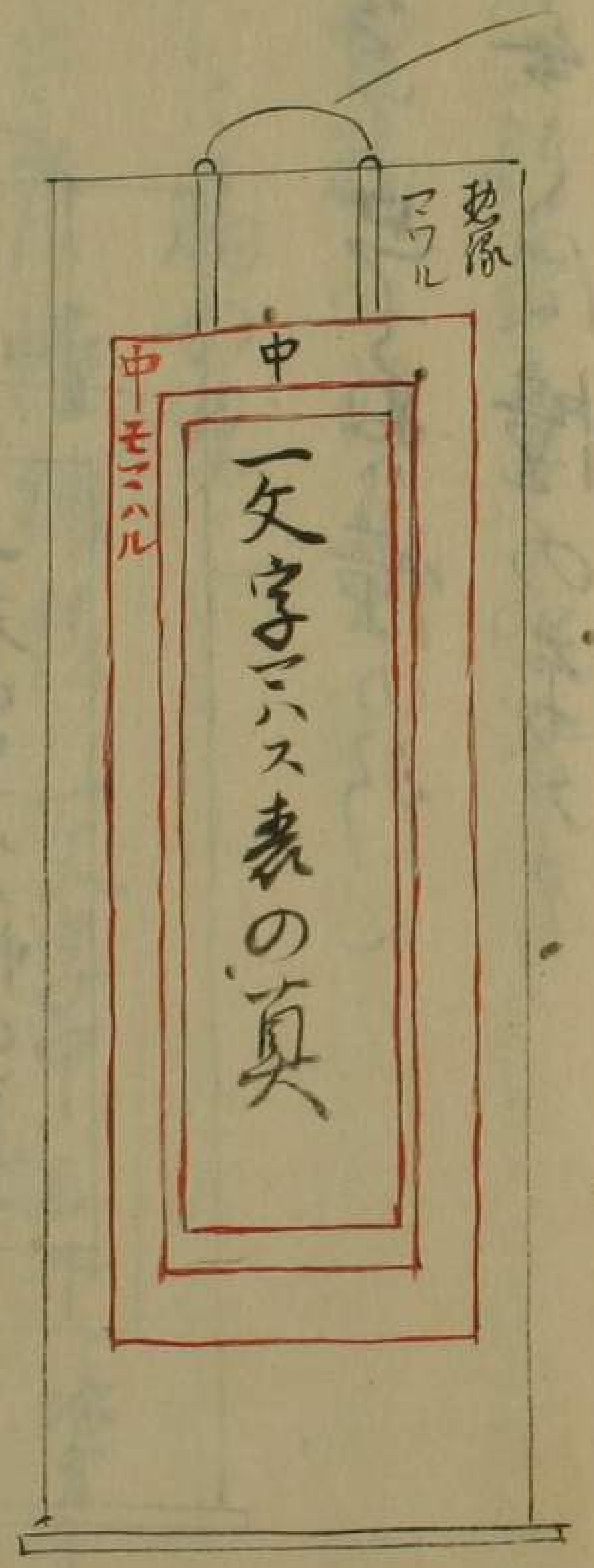

八

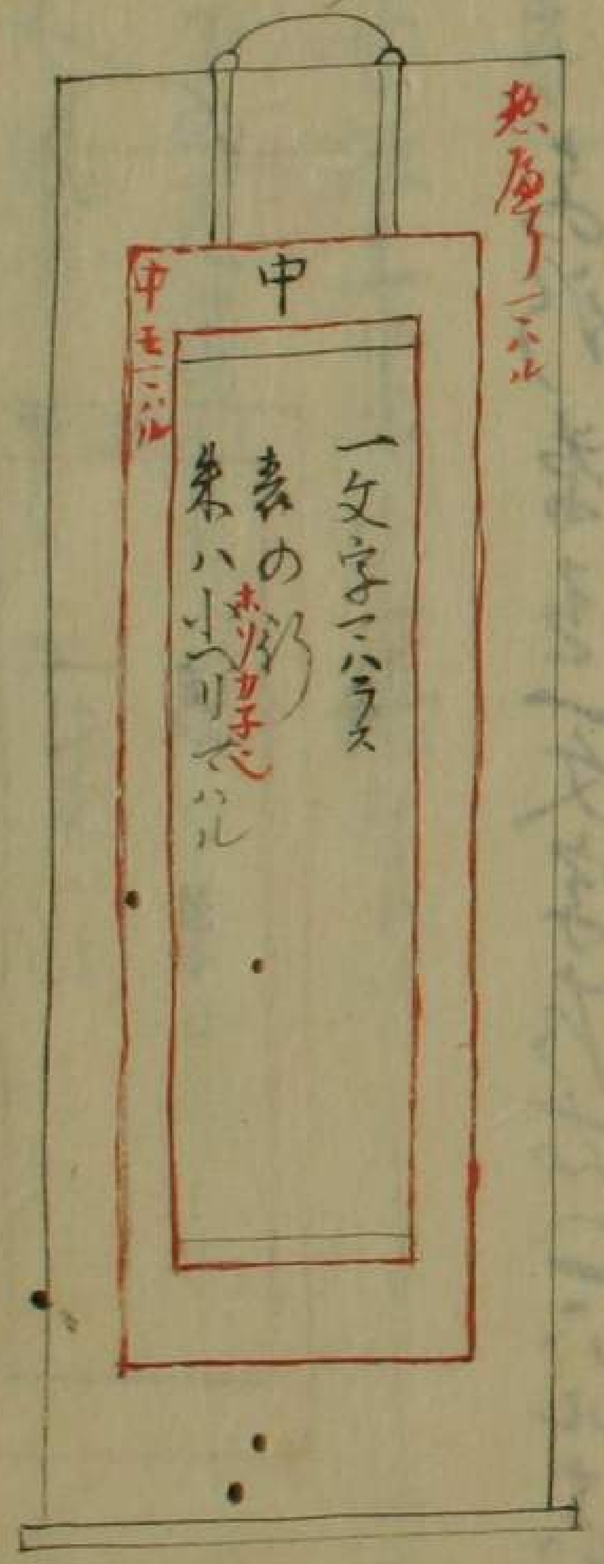

一文字無中の内外ニ細く廻る表の草之

私考 抱縁と中との間ニ不ぞ細[illegible] 抱縁と中との間と一文字と中との間よ細也 行と云しも真 [illegible] 抱縁と中との間と中と一文字との間と一文字と [illegible] 細也

幢補にも表行草を一文字有之（一ハル表之）

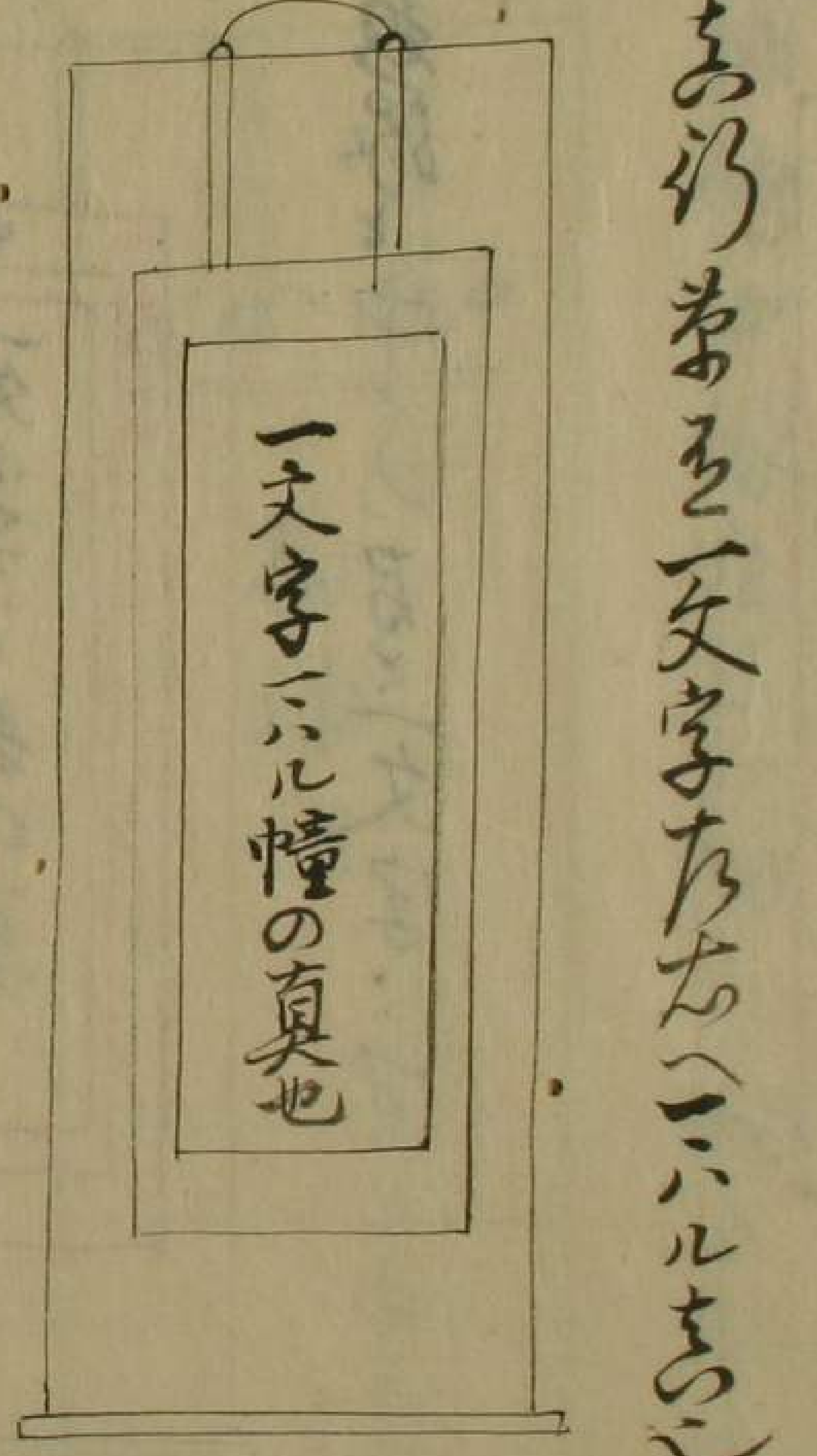

一文字有て巴ぬハ幢の行之
一文字無しは幢の草なり

輪補 絓ハ行草ありて真ハ無し
一文字有て輪の行なり
一文字無しハ輪の草之
表具と云ものは幢補 絓ハ一文字中上下と常して性なり
表補絓ハ一文字中恐縁と云之 上下とは云ぬ也 上下ハ越へ也りて
上下なきれハ之 表具ハ家々六ヶ敷事之 且又表具ハ紫陽の
ことなと云之
中ハ上ノ中ハ下ノ一倍之 上ハ一文字ノ下ハ下ノ一倍之
上下の寸法上ハ下の一倍なり
風帯ハ下の一文字のまゝなり
軸の出ハ風帯のまゝなり
九 表具大祇め隠て仕立の事なれハ其家々ニ記すと可次

表具の誂も相応なる 其人に寄て表具の誂も相応なる

ことなり たとへハ禅門の衣服ハ常に麁相を着する也 されハ

絹本紙本紙本を着すると地も大地を好む 在位の

人の墨跡并金襴純子を用て古地も象牙の軸を古

なり

十五 一

席に墨跡と花入を置時の事

常の茶会にてハ掛物花入共ニ掉香炉抔置合すると法飾ト

云也 数寄屋ハ侘の体なれハ法飾ハ不用 初掛物なれハ

法に花をなり共飾ニハ亭主急用事又ハ客に用事ありて

急く時ハ法飾にも致なし 依之数寄屋にて法飾なき事ハ亭主

法へ入る事も有へし 其用事あらハ客も法ニ急き法事を遠慮すへく

すること 亭主法のも無しと替ハ只掛物に花入に花とせ

見合すへし 茶人家の内座敷ハ暮茶事有り 手燭出す

とも時に行きし時ハ法飾ともすへし 茶事にても急く事ハ

十六 一

夜会に時によりて掛物を急ぎする事掛軸のもなし 夜会ハ見ます

常の席を用ひ事へ 時により掛物ニ掛けとも不苦なり

根本墨跡席に掛るも心得をする事 墨跡なれハ 常

に掛く有へし 然共ハ茶ハ 昔の時ニなれハ 床に出し 炭

をすへし 茶碗立花等も入へし 又墨跡も不掛して見るへし

茶会らハも適ニ茶菓を出し 跡に其の礼を用る事なし

古ハ墨跡を掛ひ来り 一休珠光に告て曰墨跡を掛る法

にて掛ん法と悟りて 跡之しても 圜悟禅師の墨跡

をいたゞかれしより珠光是を好めるまゝ墨跡の法語を掛用
ゐたり定家の筆を用ひず緑亭の大根情以影為先綱
以前可用とある紹鷗是を好み茶道に於て道具は古物用
ひ自筆の歌をかくる心を新しくすそれ小倉の色紙を掛
てより此方も定家を用ひる宗祇筆跡用ひずしは宗易
墨跡の墨跡をかゝしてしかも用ひる宗祇墨跡を尼崎へおくり
居けると云ふ心を発句にす

一
桃を折茶の人さへる行しなり
として千代の日よりしましは桃の花ては茶之茶の茶のみる
は茶なり墨跡を茶に物すより居ることは利休此好物を愛し
してより宗祇を用ひる茶湯に用ひるは勅筆法語定家

一
宗祇此宗は花を用ゐる法語と云ふ昔宗旦茶湯に用ひる墨跡
茶好之此道の僧たる尼僧と云ふ右利休が此方に用ひ墨跡は常盤
せさる云は大徳寺流を好む宗易が宗旦宗関より重之大徳寺の
上方に珠光紹鷗も大徳寺の那なり宗易は古渓宗陳是を
名附紹鷗は古岳宗果是を名付る

十七
一 絵讃の墨跡の心得之
絵讃の物也絵は先是を見て後に讃を見る讃は高に依
て其内(の)ば讃する物なり

十八
一 薄板裏表之事
薄板の表にはかたの面賀物のめんも添くらん物の裏はたいらり
してめんもなくすべし薄板には表裏前後なし表の

めん戌係くなる方戌下へすれハ濁ことも待るる様よ見へ
多く不居ぬ嫌之

十九

燕口の落板或ハ矢筈花板なとに合すへし燕口ハ口先の事く
出る方戌くに付る是燕よ似るる之燕口又ハ矢筈様の落板ハ決定
も無し[illegible]花ハ戌用に[illegible]花へ常の落板に用花板
二ハ角花へ勿論之縄丸も角も花へ入まくり花板よ丸花へ
角板に角花へ用ても合格ぬ也事之

燕口

長り出し方上之戌
比様シ、アリ

矢筈
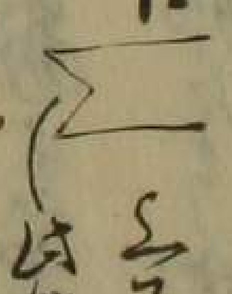
上下共同シ
此処シ、ナシ

廿一

落板本仏に出す也
何達も落板之事の目当へハ不足也之花目戌用以居也なり

落板下の方よもめん出し也へめんの下合事の目見ぬ様に之
出丸錐り打出也ハ目当に嫌て何りて之

廿二

花への事[illegible]花へよ寄へし[illegible]追丸花
へハ何方分見ても直之角花へハ[illegible]の方へ向かせて
直之夫より縁く小見切る[illegible]

廿三

雪中小花戌入さるより縁路雪中の菜の湯よ花への汁
菜谷[illegible]
雪中ハ雪月花同意なれハ菜[illegible]縁路ハ花への[illegible]戌入[illegible]
[illegible]花へ[illegible]の[illegible]なれハ之縁[illegible]今又縁路の[illegible]花への汁も[illegible]
菜[illegible]宗易ハ紅[illegible]入[illegible]縁ハ何にても紅花[illegible]
[illegible]雪中に白花ハ[illegible]紅花戌[illegible]同意

之書中に書記ハ初心記すしハ後ニ花の絵様もなし
かくしきなり

廿三
一 船乃花入掛け之事
舟を掛ハ高サハ向の勾在の花入掛ハ汀の高サニ船の底当る
様に調なりなを花に当るかくの高下ニ有之山吹の花なとたる
花ハ如し立てよし 椿桜の類ハ如しりて調之 貴人床の事
ニ井よりつる如きを打之如きの先ツ前へ付る之 宗匠居ぶり落し
掛打之落し掛の在所より床中よ打之花の枝如きり 床中にすき時ハ
花も本意ならさるにひろく見え七ツ以調 書院床の内ひろきつぎ
床の内に調てよし 宗易も小柄花も清之ぬ時ハ落し掛も
舟の花入掛ハつりよし 又書院の違棚の下にひろき舟を打
右昔ハ出船入船の 説在宗易居士今是以不用 朝顔尤不
船を掛ハつりも 天井板のつりあり別在之有へし
花の舟に向ひ 以板よ入家之 宗匠ハ船よくなり 庭なるへし
泊船と申して花入し舟へ入るに内ニ花なへの入るもあり中と世ろニ前しかゝ中ハ

さもよの落前有反折しきとて有之り以後先不一節ニて不用
ひ是ハ識アの船なり

廿四
一 下に蛮い籠の花入の事
籠ニ出し蔵是より落板に有之も思前あまお段見ニ八十扱のもり二二テ
籠ハ落板を不用 床に乗ニ置之籠の内に水筒
多別有之し 又籠ニ水以打ち在りて二示ら備い以後不用ゆへも
以入るに籠落板同し事之 古仕籠蔵花よくなり
水打らく落板置へりし
菊の花石竹なとを多く山よ籠に入露多き時ニ
よきに落板に載てもよきなり

廿五
一 船の花入に多打以事
船に勾編る乃多んにて水を打之底ニ出細かよ打上后と
行らく打之かこなとも青地ニハ水をうるさき之竹花入
庵金銀をあ打なり

十三

廿六
一 花に露打事
（花の枝を能ぬらし葉表も能ぬらし）
花洗ハ洗とハ云ぬ也 花を入る時ハ花も葉もよく
裏表をあらひて入る也 家ヘ花取寄の時ハ葉洗とて
（花ハそそきにて能く花ふらかし下打つ）
枝洗作る洗ひて洗ひく露洗打出す也 葉の
ぬれ花本付の枝にて外の作にも有之 人ヘ花洗ニ時
も同前也 相花ハ座敷にてハ花洗入る事と云也 持ちてをき
切たるよそ花洗生ると不云 立花入ると云也 花いけ
とハ云ぬ也

廿七
一 花会に花洗入る物語也
（足付ハ花の茎を揃めてからけ 機嫌なき花洗ハ花の茎を打紙に入る物也）
花会の茎を熨斗 撃に縮りてありしれとそやとは也
一説 何の又ハ組路露といひの花の水を細洗の時
（又花よ中空揺して花の形をもちさらハ中ら花くし）

廿八
一 胡折御集て其ゑ結り露の書所に書記よ
いつさ淋ひよ見てい是今路中の葉入もりとての花ハ免
角組路に不及とて止め者と云説有之 此二説之中奥
ハ花洗夜更にすハ利休の後妻御尾ヶ毎家書と云
尼殿の花ハ親しるもし見立て能とて是なり利
休も又花洗入るとなり組路花ハ未今露の一致
と名付江今
公儀よ出し之 但日記ぬ之
一 席の内名不立 抛先 抛 抛 抛えのより
（十四）
此名ハ席にて名付し之 是より一切席よ座習出之
席の割よ習出 口伝之 一切席割も皆是今出す之

墨天目茶入盆ニ[illegible]外[illegible]盆香炉盆右外[illegible]硯
料紙箱重ね有り

床

軸先	軸元	軸脇

一 床ニ焼香炉置之事

床の中[illegible]
床焼香炉置ハ大抵一通り也 或二通り香[illegible]同揃
の[illegible]床[illegible]のまゝ[illegible]三通り 大 同[illegible]揃ハ[illegible]んせん

たん前ハ炉[illegible]ニ置之床の内ニ置時ハ[illegible]ニハ
置ぬ之床の左右の方ニ置時ハ右方ニ置也 又一
説ニ床の内ニ置[illegible]池の煙[illegible]
[illegible]ニ置ぬと云説も有之[illegible]時ハ床の上
にも置之一通り[illegible]揃ハ掛焼香炉又本焼香炉用ひ
[illegible]たん前ひ[illegible]ハ あん[illegible]又一説
ニハ朝ハ夜明あんせん[illegible]自由[illegible]夜会
ハ[illegible]之[illegible]事[illegible]タンケイ炉
用ひタンケイハ持[illegible]又一説ニハ[illegible]ハ置
[illegible]人の[illegible]
タンケイヲ[illegible]朝ハ人の[illegible]

ゝ如何様にもなんとなく然とも又床飾にも可然之
水指の釜相応水指よりも又床飾にも然へし
此段は水さし残主として出之先用に立んと思ふ
水指に入る事此外の道具残取合すへき
たとへは釜の口角如此水指の口角ハ釜難し丸
水指釜てまし釜の環付に付け水指の
床飾同様に付るハ難釜取合はしの
水指に飾事茶入なとする軸も飾に同様に
用る事水指ハいつも茶入ある物と用る
小ひしきなる水指難釜又床飾より置とハ置
半大口にも大ふりの水指置合能時ハ小ふりの水

指置て能時ハ見道具ハ寄床飾に依て水指
置様ある可有事此所無之事
水指の蓋もしきも有此たくひの物ハ横にすへし
水指のふちはきみえしき釜取越して分の
蓋ハはきみ横に置なり置様の方様に寄掛
置なり並張付掛して不置（ヨカレヌ）時ハ水指の左右
立掛置なり蓋をふたのちいさきハ能之故大蓋
ニて水指の高サ分延ひたる蓋ハ水指へ寄掛て八
いしき之台桐ハ柄の志きの板にも寄掛よし
又桐の角柱之水さしへも寄掛ていつれにもし
此ハ横へいたし

廿二
一 風呂の茶湯ニ水指の前ニ道具一ツ風炉飾
曰風呂ハ術の元水指ハ用の元也ニテ道具一ツ置テかくし
小板ニ一ツ置候時ハ口結ぶ也
風呂の茶湯ニ水指ニ飾 道具一ツ風炉ニ飾

廿三
一 大板小板口傳有
大板ハ九寸四方口方 小板ハ八寸四方口方 厚サ各
長サ八分 小板ハ長サ六分 長サも同し
小ハ八寸七分ニも昔ハ改也も同し也 大板ニハ小風
呂小板ニハ大風呂代用事ハ大板ニ大風呂代用也ハ
先同意ども 嫁ひ其上水指と置合の時ハ何も
甘有り何し也 大板ハ小ハ何れハ上其ニ
其有し能し 又小板ニ小風呂なれハ是又
同し嫁ひ其上水指代組合中ニハ呂ハ之何
しき也 大略なれハ 板好きの大小共ニ小屋き同代前
ハすき也 又前後ハ無し 表裏ハ無し其 并通之 無也
也其之也

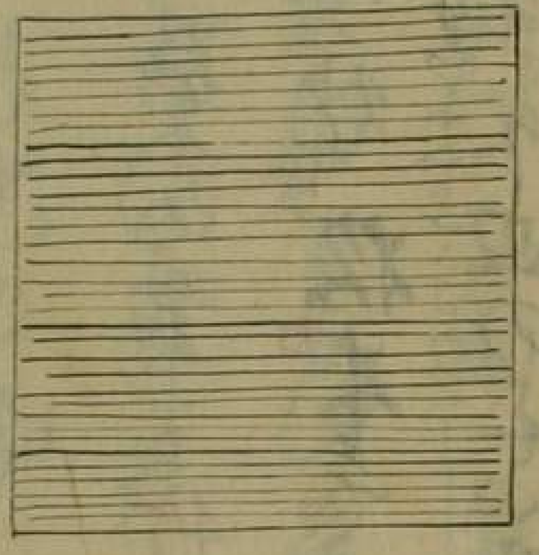

大板 九寸四方口方
小板 八寸四方口方
厚サ八 大小共 四方也
切目前ハ用ひ前後無し表裏なし

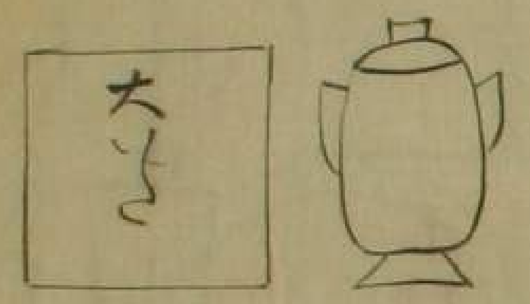

大板ハ大風炉なれハ 同意とく何しくも也
小風炉も用
又大板ハ其中分程なり甘有り 小風呂
も用ゐ 其上三ツなりし 也同意
の嫁ひも也

十七

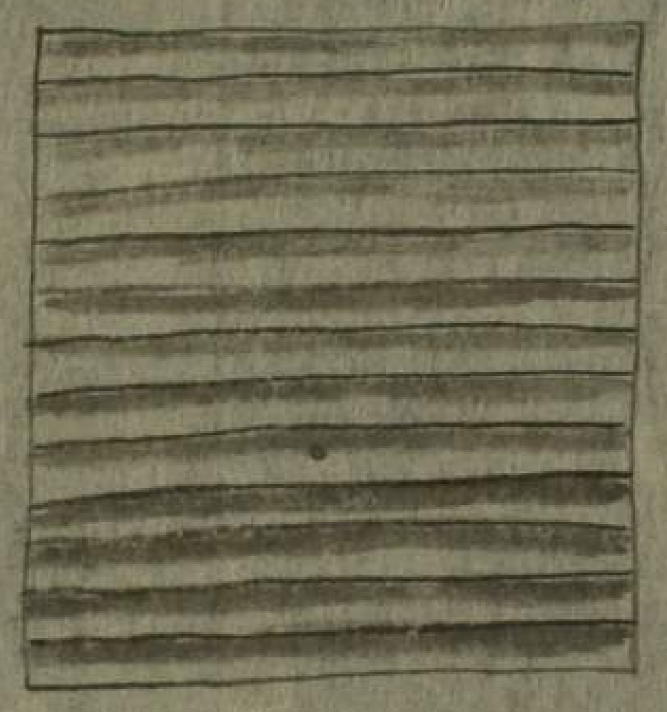

ふくし 一小板ハ小風炉ハ同寸ニて候
小板
小板ハ風炉よりつりあひ大風炉ニ敷寸へ紙ニ右同寸のきりかた也

一 暗泥（純）短檠の事 竹幡口伝

牧斎の行炮ハ牧（の）木ニて本地之路次行炮ハ椅子ニて好之也風
竹の幡ふとさみハ土器ニ合てつくるへし
霞彼ふ板ニ之下皿の上ニ竹幡を立てそニかけてても又
高サ八八寸八分紙ニて高サ紙 前々より伝ル
焼物蓋ニ立皿ニても すそ 揺好紙を用かけても大それハ
皿ニ竹幡の大小ハ其々手の大小ニ寄り
竹もふと過し高サハ七八寸之大小ニ寄て用也之炮心ハ五筋
こより 炮心
七筋之短檠利休形を用下皿の下ニ紙を四ツ折にして
敷之紙の大サハ皿次第之皿の形たいの下へ三同寄出し此之路次
行炮ニも右之ねりむすべる也之すきうんきんハ本地也へ紙数
ふやし炮心ハ付炮ハ又ハすこき炮心之付炮心ハ茶湯之時
のり残付之牧ハ五筋七筋炮心の大小次第之すこし炮心を
すこしにて中程とりもち置之短檠の柱の穴へ引置
此後ろにてもるも也是も五筋七筋之

一 枚の板図ニてサス
行炮の図

一 携ニて切合せぬり

流次 行燈の図

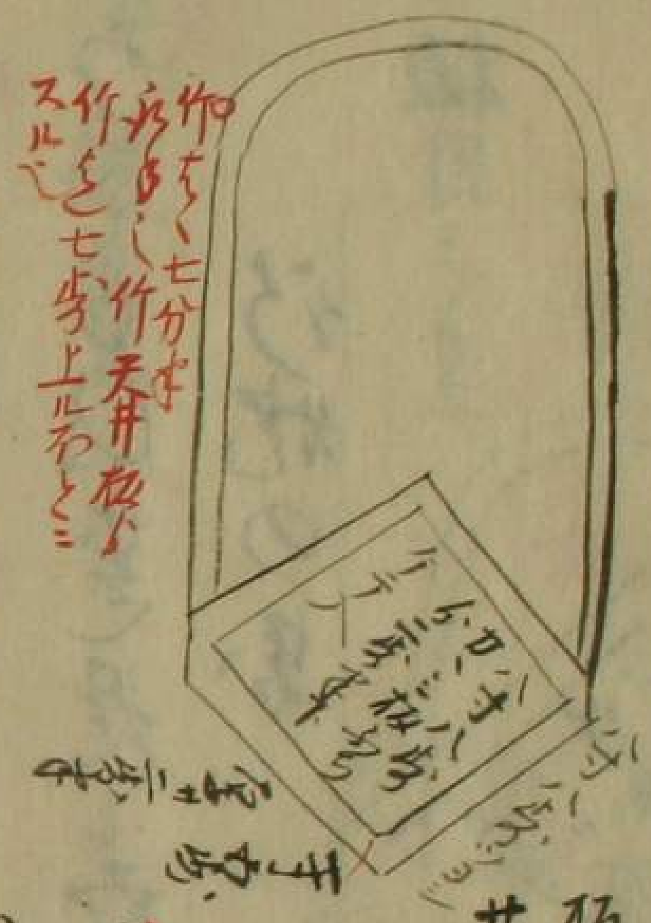

板厚サ二分半ニツヨシ
サシ板右前ニ廻シ
サシニシテ二ヶ所ツヽ
釘打ッ

~~竹ハ七分半~~
~~元手の竹天井板ヘ~~
竹ヲ七分上ルホトニ
スルヘシ

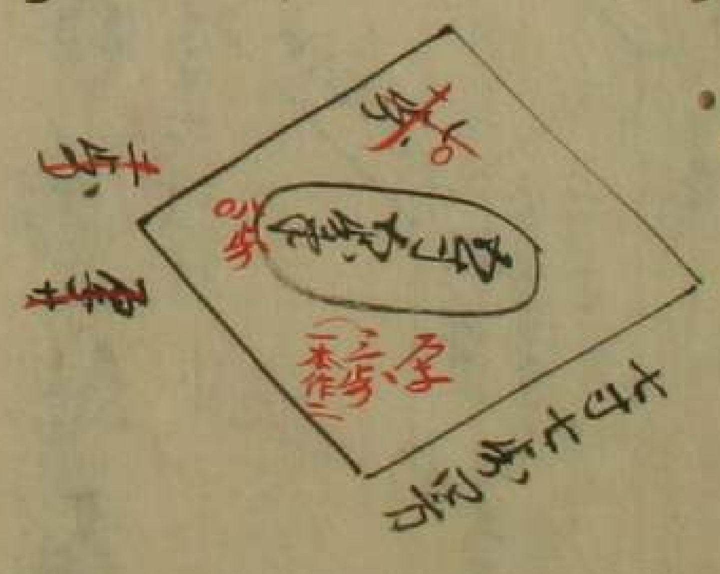

利休 短檠之図

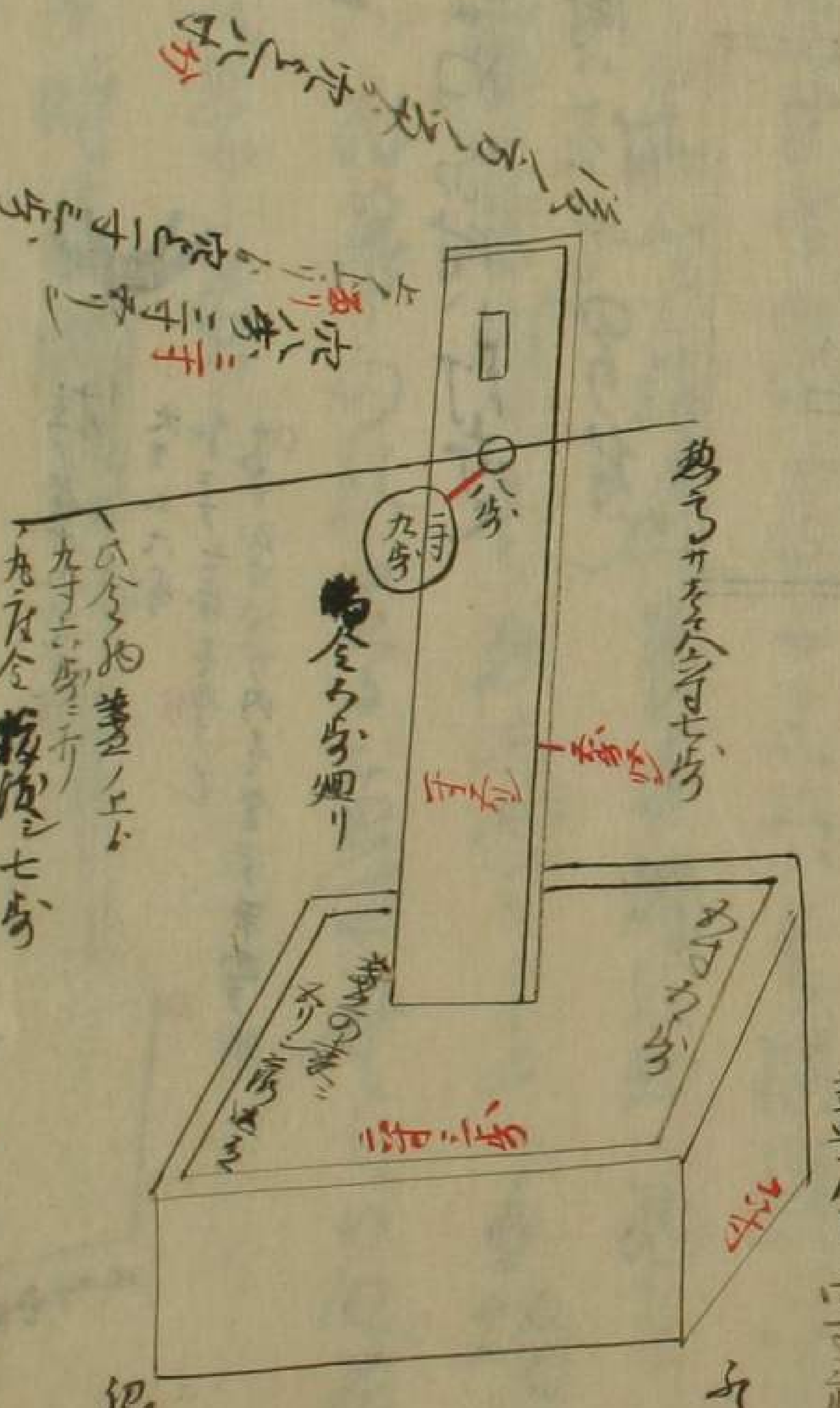

一 桐ニて切合ニぬり付ハ釘打へし
一 真の墨ねりの時も持ちのりすへし

木炮臺

一 臺ハ赤カシ又ハ松マサし
一 柱ハ樫ノ木
一 クモ手ハ桐し

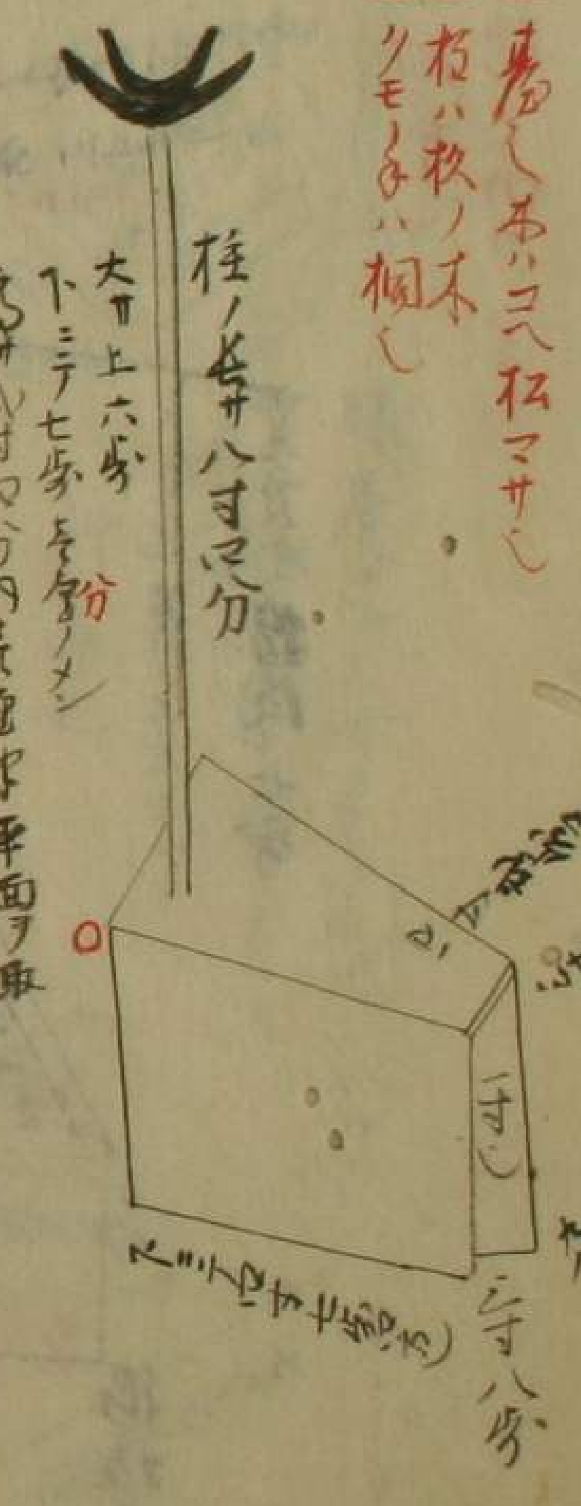

掛炮臺

一 桐ニてつき合よせ為附ハ釘打之
一 其の差込の附ハ桜そのり付之

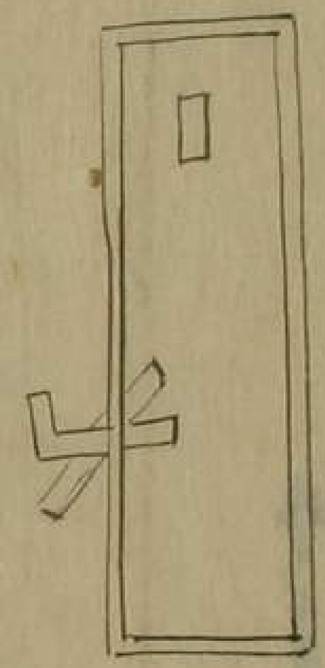

廿五
一 手燭を座敷へ出し候事 常立候時手燭を出し候事
炭の時会席出候附何も手燭を出す其跡ハ出しふし炭の
時分ハ先炭斗常の所よ直してハ香様揃をいたしくり又た
其会席出す前（秋ハ夜しより）其上ニて揃之へ出ス手燭持出シ候なり 会席
出す時分菓子出す時も玄関先やくしてて手燭を出
ス手燭又ハ雪幕の内まで出す事ハ無之候へ及見不申候
ても能見くる所よ置之

廿六
一 掛物見る時手燭持様之事
手燭を先掛物を見て後亭主炭仕廻手燭を
（自分手の方を揃合くて燭台を我身の方へなして持として手かけり）
取よ出る時よ此掛物を見申度様をいたし手燭
持へ出る時持様ハ先の前の縁を持手燭の差ハ

向して持出し是ニ而掛物ハ火先をのけ何方なけ成さ
之亭主の心つかひ也扨縁外へも 柄の方ハ出し申候

廿七 一 袋棚弐寸遠と云事

袋棚を置事広座敷ニ用之炉縁ゟ八寸ほと置て棚ハ
置ハ後ハ人の身の余り参ル也大寸も壱寸四五寸も
弐寸ニハ向へ押やり前へ引出すと云ハ大寸も出さ
ぬ故之是茶湯の置合一方ニ動さぬと云ハ此事也八寸ゟ
前へ出し置と云ニ此時ほと八寸之

廿八 一 置事を置て茶入盛ルも茶ハ大形同前なり

炉縁ゟ棚の前ニちかひ八寸なり

廿一

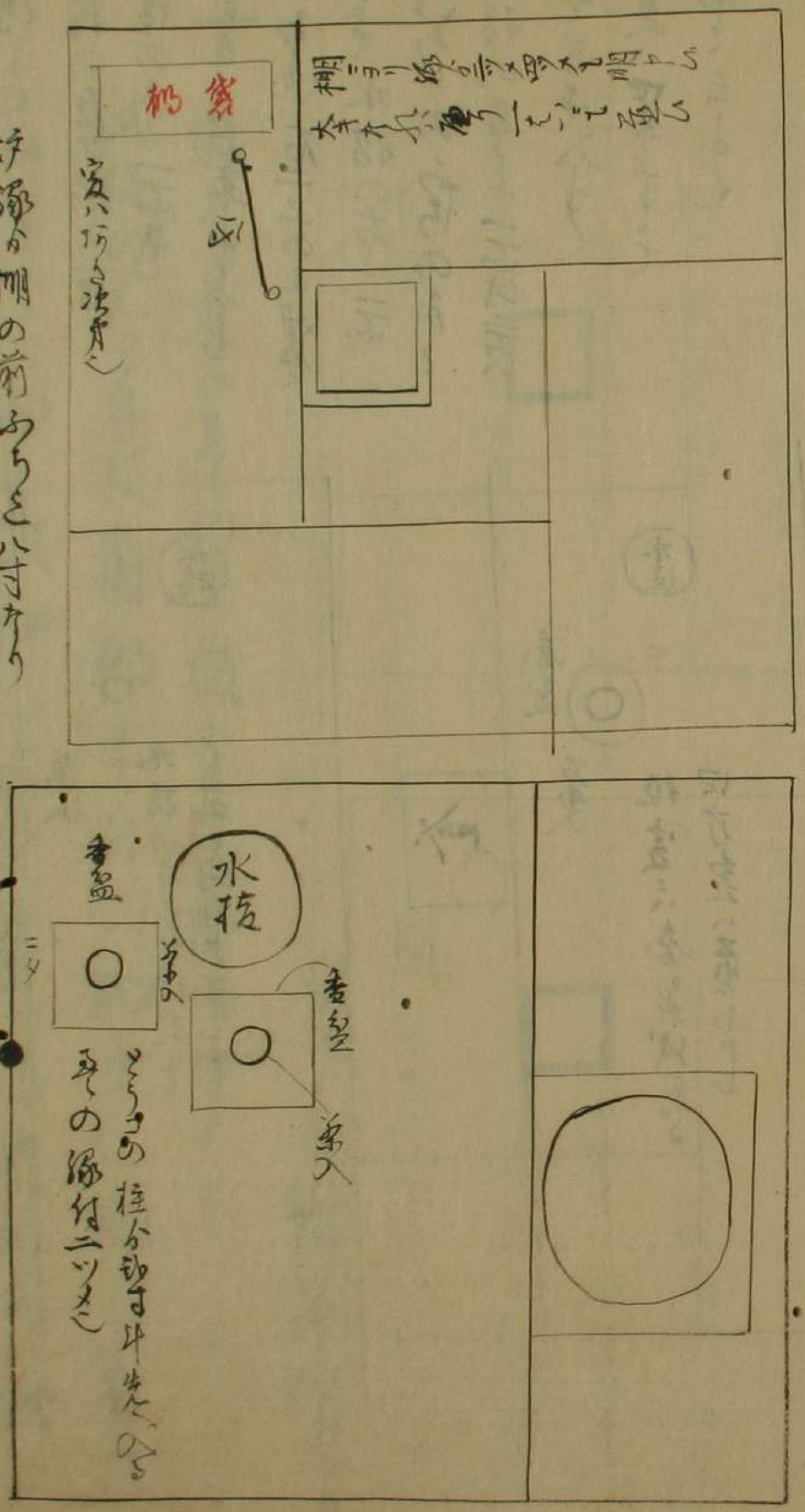

トウコハシラ

口傳ニ曰時の事く
水指の右の柱ニ一示
水指の中ニ一示是
大目ニて口置を書ても
無台道右二示の上ニ置を
書ニて水指の右ニ一示
又いろりの角ちの角と
水指の前ニ一示是ハ
口置を書ニて入ル
たたへハ口置を書ニて
口置と云也

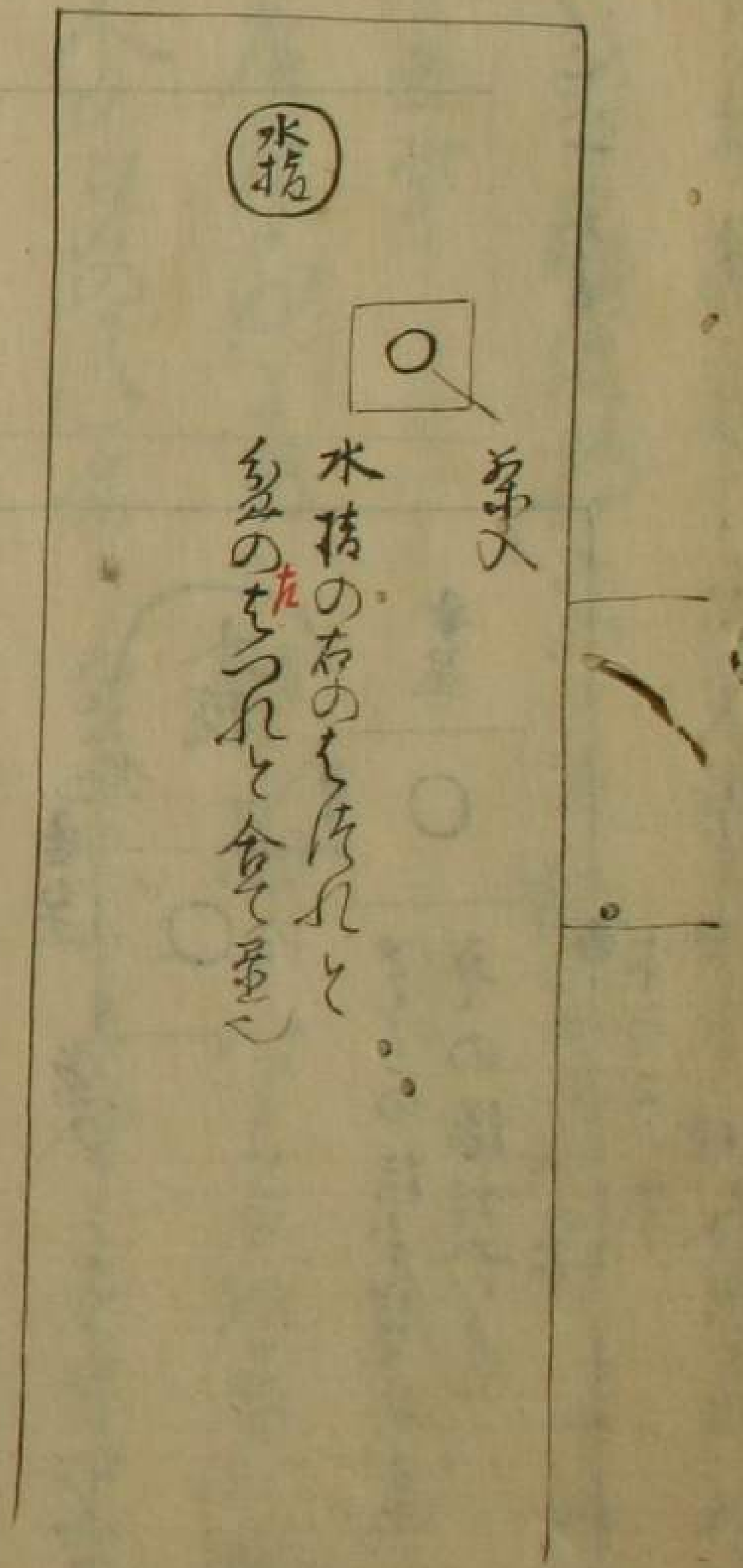

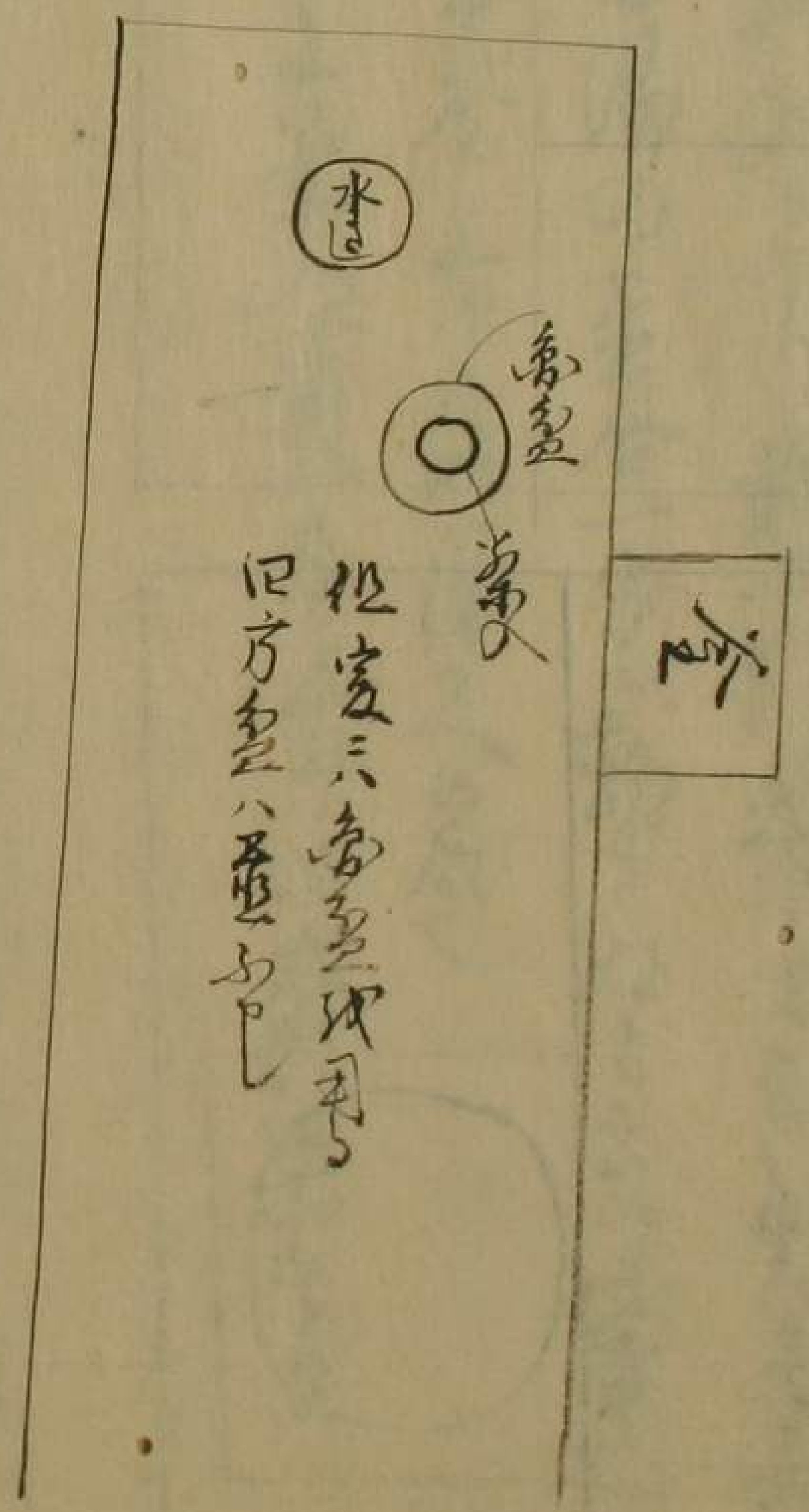

一 道具置合之上板の上心持の事
此板の上置は角柄香合の柄押込棚ニ置時ハ
其外中ニり如先ヘ押出し置合を置の上ニハ押こ
無す置之

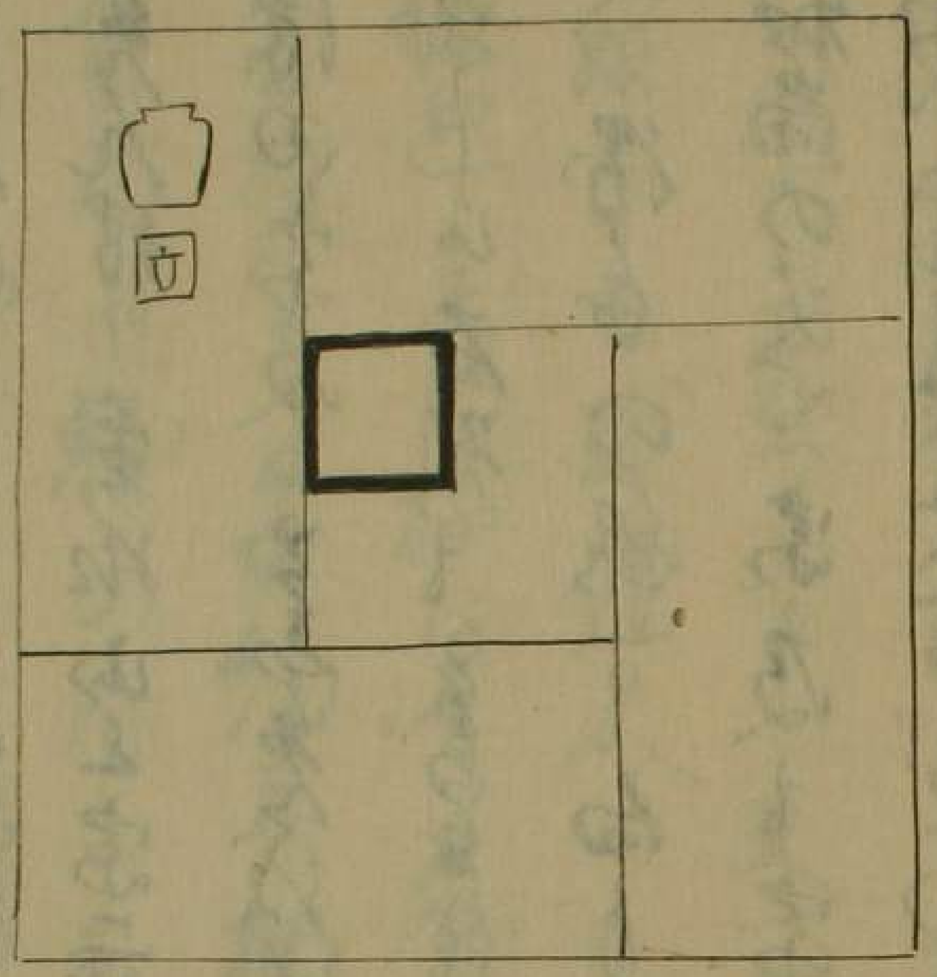

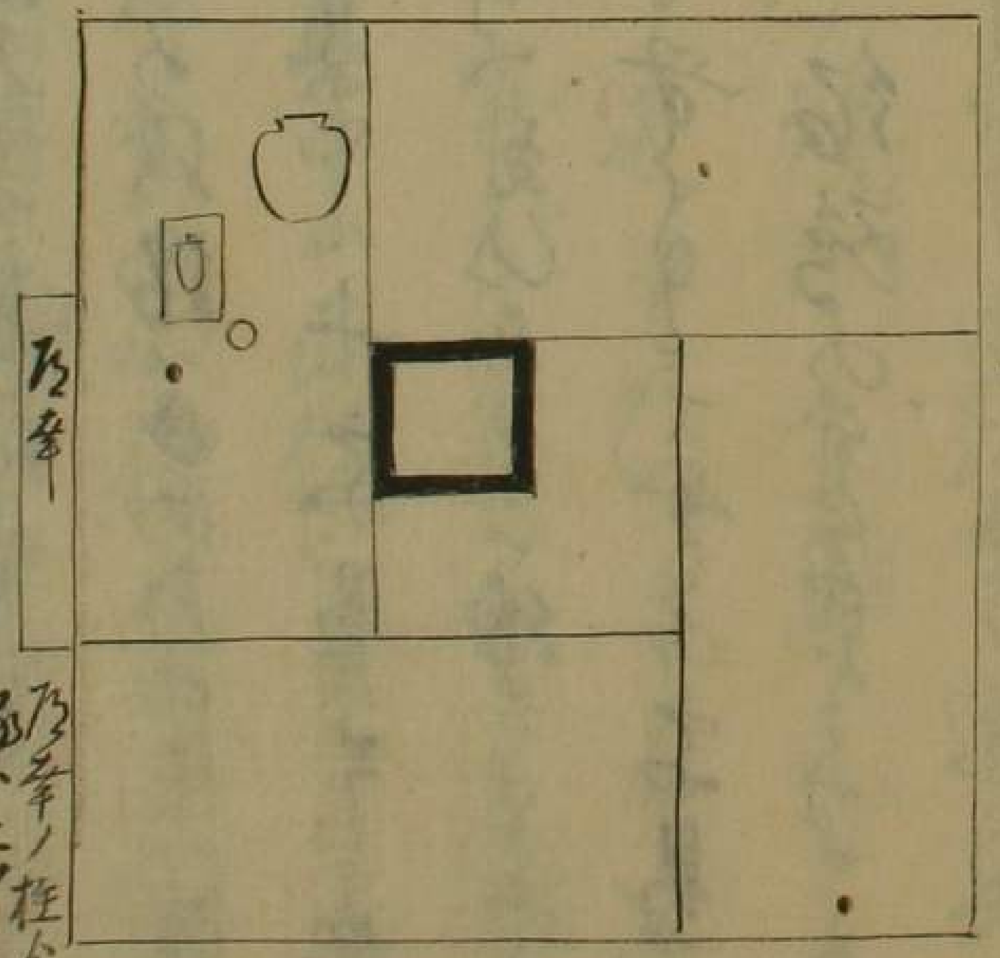

蓋置ノ柱ヘ二寸計入て置の縁ヘ二ツ目ニ置

盆

茶入

一 中すみかたき入ハ割入盆之

私に云盆の上にも二め向へ寄する也 ... 板の上盆の上に ...

口伝白ふくさ
台子板の上前
つまり半尺よくは棚の上に盆を置し盆の上前へ寄ると云る ...

早一
一 名物盆組 宗二宗及又宗易二ツのこり
名物盆組 山上宗二ハ其名物揃手の内の振へまはして
津田宗及ハ其名物向へまはして千宗易ハ其名物前へ
まはし石州も其名物前へ廻し申し候其名物向
へも揃手の振へも向ふ事もしくは宗易ハ江月
和尚の弟子 宗及も宗二も 紹鴎の弟子なり

早十一
一 棚に道具一ツ置の事

棚に道具ある時ハ名物にても中程にて道具ある世
之上に盆を置申し 又一向今焼なとハ盆にても手の内
にありても他人の分もちいて道具をひきよせて其人の
振舞にて候 極ハ壱ツ盆にても有しは盆の振ハ其中に
盆なきなり 手細き 柄の真中ハ正位ニおしまはして
盆なれり 柄の内に用る 兼て心持すべし 或ハ向柄
の道具ハ柄の床上一ツ盆掛物も床の内に掛る是正位ニ盆之
何ぞ故に棚にハ正位をつけ 但けんや 答て曰此柄ハ
盆なきハ床の正位に床を有るに対して盆時
のすミ床に正位に 柄の床を有るに又柄に正位
小一ツ 道具ハ 盆之 柿 周 ... 盆之 ...

早二

一 茶入の蓋置様の事

茶入の蓋置様ハ茶わんと並て其間ニ一寸茶碗
乃右の脇ニ一寸柄杓の柄先ニ掛置候事也又炉并茶
置合て早道組炉并ニ置候ハ大間ニ置切ニも柄杓蓋
置通り小蓋も置候置茶も風炉之時ハ小板ニも
置候組炉并ニ掛候と小板ニ置候事ハ利休之
そうい中ニあり
いろ里縁と小板ニ掛候事利休嫌ひ候て柄杓柄
先ニ掛て置候事もあり

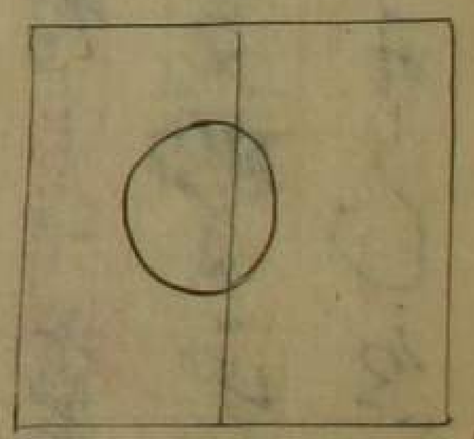

早三

一 諸道具置合の図心持之事

口伝曰炉の内ハ其小間て重ね置之但風炉
置合て並てたるハ右図の事ハ斤方ハ
始ても並へ小仕舞の事

右図炉裏口前之小板置合

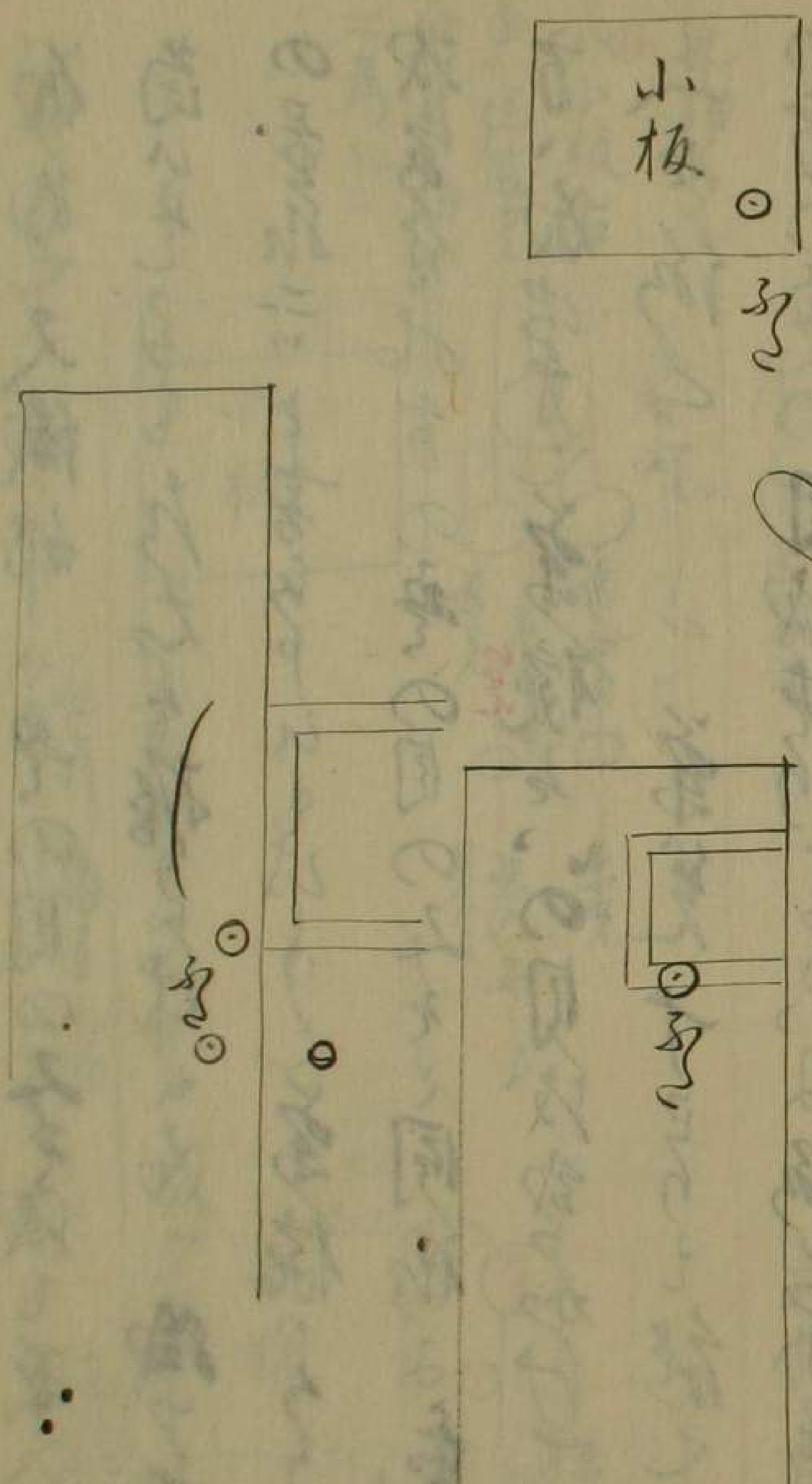

如此茶わんと並て其間一寸
茶わんの右の脇ニ蓋置

諸道具を畳ニ置合候時畳目心持有之茶入ハ茶入
の底中程畳の目の上ニすへて左右を振らけり
飾申候又織部ハ畳の目の底も茶入の底中ニ
置候も是も左右を振らけニ飾申候織ア百ヶ條ニ
の置様二ツと書記申候も此事之茶碗ハ台子の
取置付此方の畳の目のみそと同様ニ置合候得ハの
方ハ数次第之茶碗右ハいの目数掛けてのせ置之左
之右ハ縁ふしても茶筅すらりも能之水指右飾付
の方の畳の目数ありていは縁ニ不置指手の方ハ
数次第之小板右指手左の方の畳のめ数板とすりちらい
置之水指の方ハ数次第之右指手ハ小板左の飾付

一 筋ハ畳のみ之茶入ハ置合之
縁畳の目合せし諸道具畳の目心持なり

右指手ハ上ミ左り指手置合之
家付

一 上ハ丸指手之
一 下ハの小板右
指手之諸道具
置合左り指手
ニて可考之

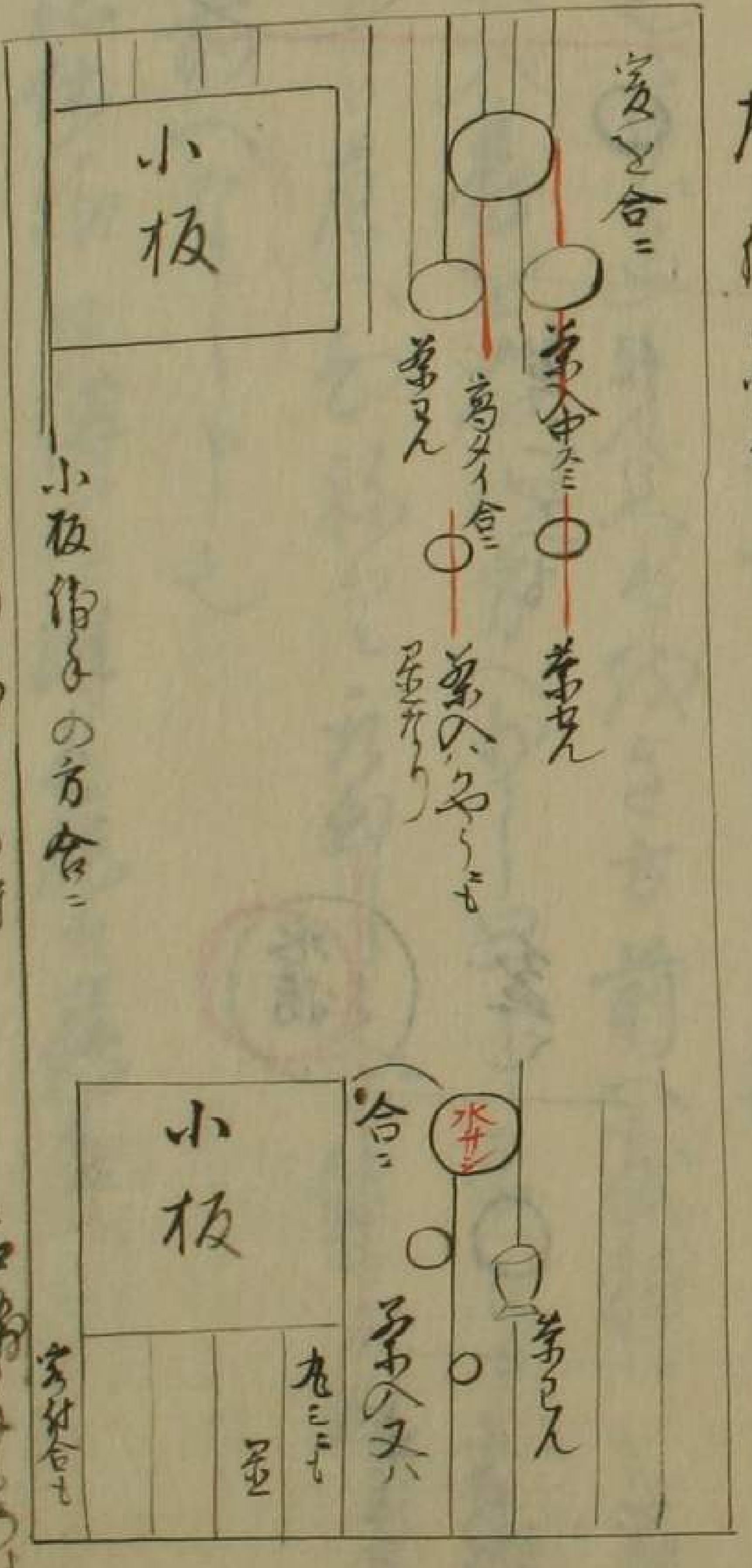

但左り指手の時
右指手飾付

平日 一 置合ニ組入之事
盆点の時点前済ありて何も時ハ組入に此之水指の内へ盆
七丈

三分一も押入て置之茶盆ハ時ハ引出し置て水指の右のかつ
れと盆のかつれとかねを合申候盆の（点のことは）ふちをすこし常の茶会茂
茶入茶碗太ぶりなる八組入申候

盆

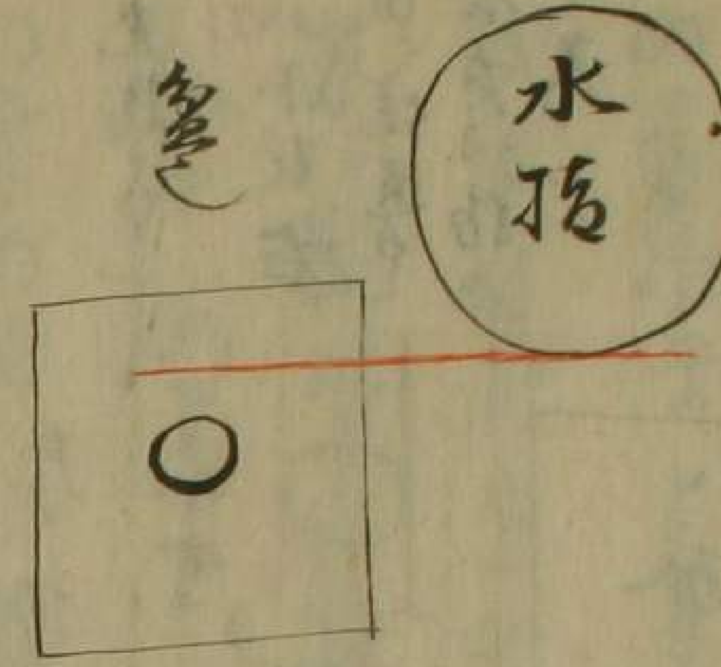

盆三分一も
組入し

盆

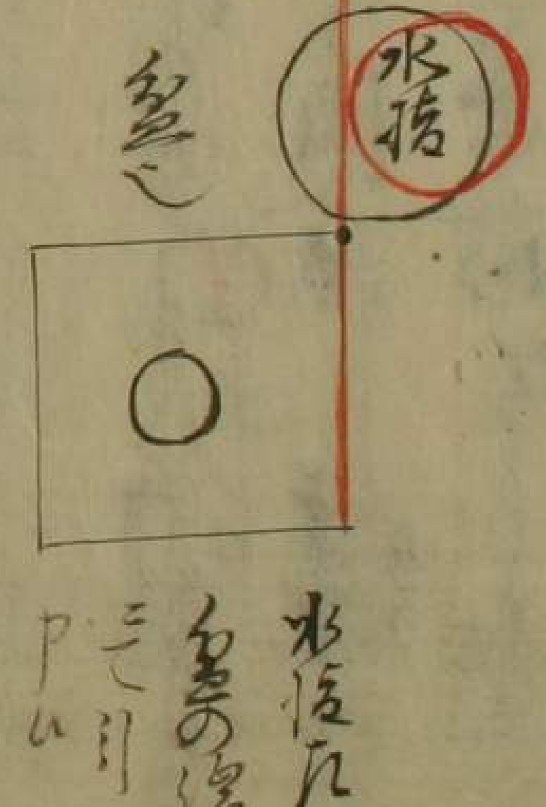

水指の端と
盆の端と合
三ッ引切
申候

平五

一 茶入袋入之事

茶入袋へ入ニハ蓋を先人指と茶入の口の中へ入て持て袋へ

入之候ふたをけ置之又蓋をいたしなから入時ハ人指次盖
の清くの上へ掛て持て入之茶入の表を利休ハ前へ向て
入候職アハ向へなして入置候見ゆハ扱さる巾ひも取
組為之半分出し五寸ほと結び方前へ出結り石引ハ前
と前へ入表を右の方へおし出し置申し引出
時おし右へ引結び引出し又ハ袋を出し結び引
蓋前へなしおし申之（ころり）

平六

一 茶入袋仕組口傳有之緒長短を結置へし
茶入緒仕組下結ひハいつれも同し事也右の方結を
前ヶ向へ結きとめ申候又結ひハ何も遠ひ申候下結ひ
右の方前ヶ向へとめ申候ふとめ申候

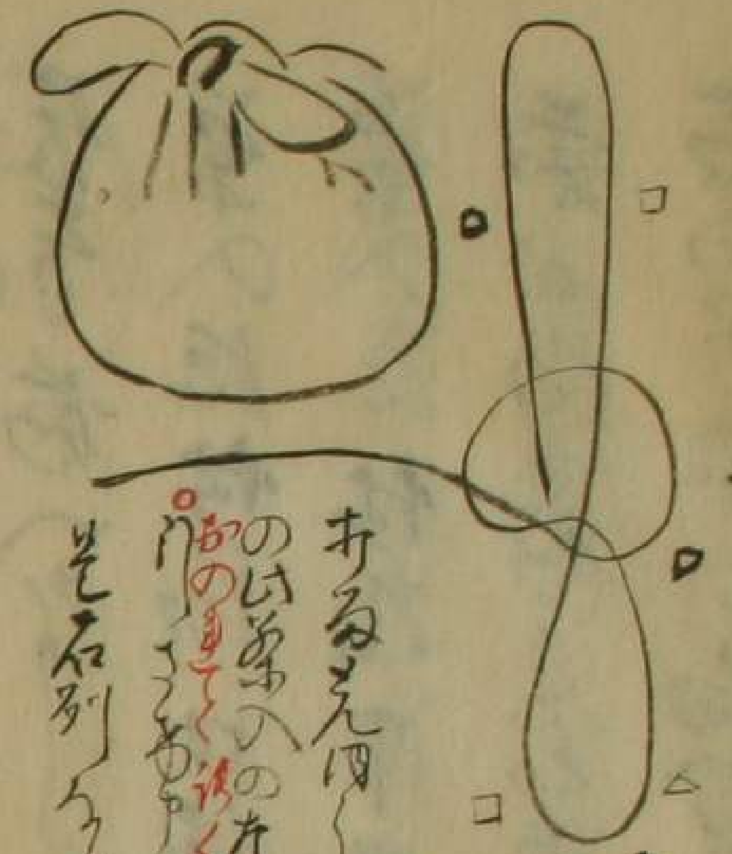

打ゟ先ハしの尾
の此葉への左り二
前の手てはくくよ
門さきあやし
是右別なり

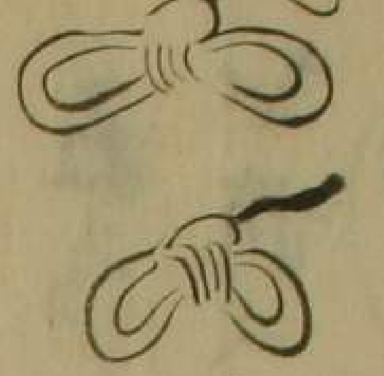

此通先ハ尾まかりしも
上へそりしも
於しくし

右
一 金 家 字 和ハ上緒ハ
太のこ左の羽包ねるに
東ゟ左ヘ出るわなを
一包ねり結ふ口傳なりてハ

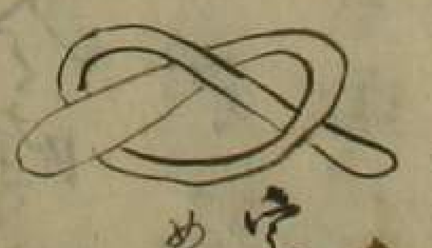

左右別に緒ハ前へ出しいるワナヲ
左の手向てたの上へ㐧けて右
前へ左へぬきとめハ時ニ
右の方ハ大指にて向へ一包ねり
しめて結び合にぬい口傳

左方ハ右ツモ 左右返
をのれのまし小日し
宗旦ハ左右へ摘
めぐに指てい

長緒ハ下緒ハ葉ハ之左の方の端おし組
くしてさ掛左の指二て右手打ゟ左の緒ハと左
の手にて前ゟ向へ掛左へ回し左へ引出し時前ニ掛 初より手けさ
は端を前へ折り後の緒と向へそして至し
○ 解さし時ハ右の方へ引むしは前の端へ指を入引出しる
左の指にて中を入れ横ニ之至し掴葉へ入ても葉
にも打ゟの方を左へ回しくりと左にあて入れ
にお前を取り引出しる小指にかけ左の
方ハ左の小指よ掛掴みて后向をのし前をのして
常の上に載て取出しにい

○ 又ゟ右の左の方端へ取引出し中に向の打

脇と一所によせて引上ケ其の手にて中ニおいて向へおしかけ
右(四)し右の小指ニ掛左手ニ筆右門前又
後ろ紐を引出し両ふたのうてへおかけ是
茶入を四ッし右手ニ而右門系
○縞むすひハ下結ひめ前よして両の縞をそろへ引揃
へ右へ引廣ケ右の方を前ニ向へ懸右へ(四)し結ひ
中ハ向へ結ひ縞を引上置之
○後見様ハ上へ立て縞を引上中ハ結を縞二ッニ結ひ仮
○多く又擬一方の縞を引上へて解中ハ其後ハ仕方の通り口緒
○見様ハ結ひ是ハ小月常の手ニ結ひ右を前ニ宿を置ニッの口
共ニ向の二筋へ掛右ハ向の両足ニと前の二筋へかけて両方へ引出め申候

○はさまてさむすひめ後いつれも引上よせはさけ申候
結ひ紐上結口傳有之て八

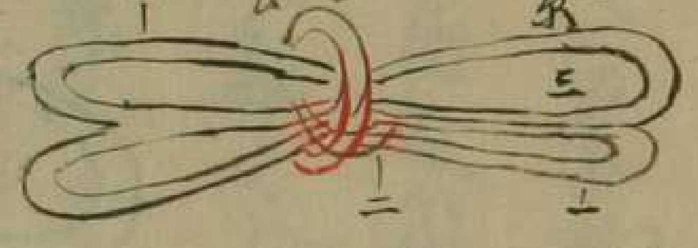

後ニ四ッし結ひ紐ニ而向へ結ひて置へし

○一ハ初ニ打四ッし縞ニ之是と前ニ向て
而とさく時ニ而へ指を縞引中ハ前ニ向へ四ッし
く系之

縞むすひ

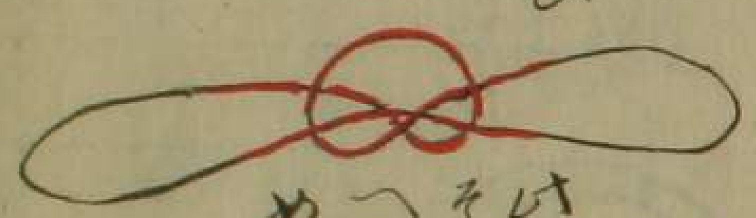

此二ツを両ニ打引そろへ引立て右をへひろけ候て如斯ニ結之

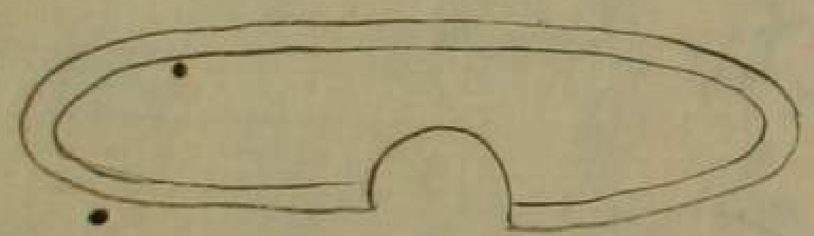

其上結之是ハ上向へかけ右へ四ッし是ニ而結

下結ひ

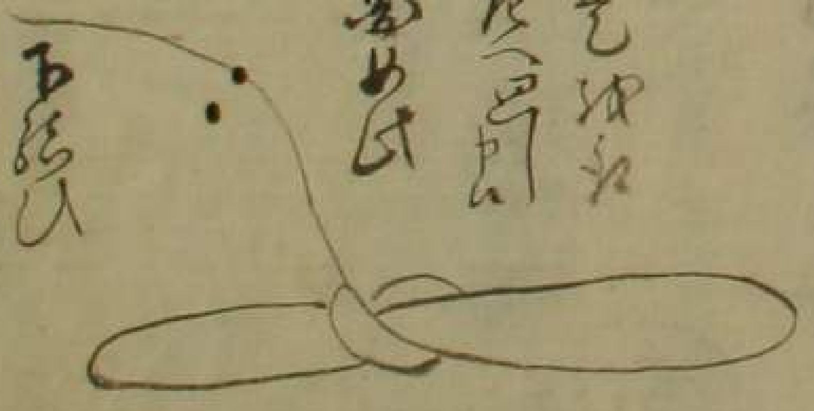

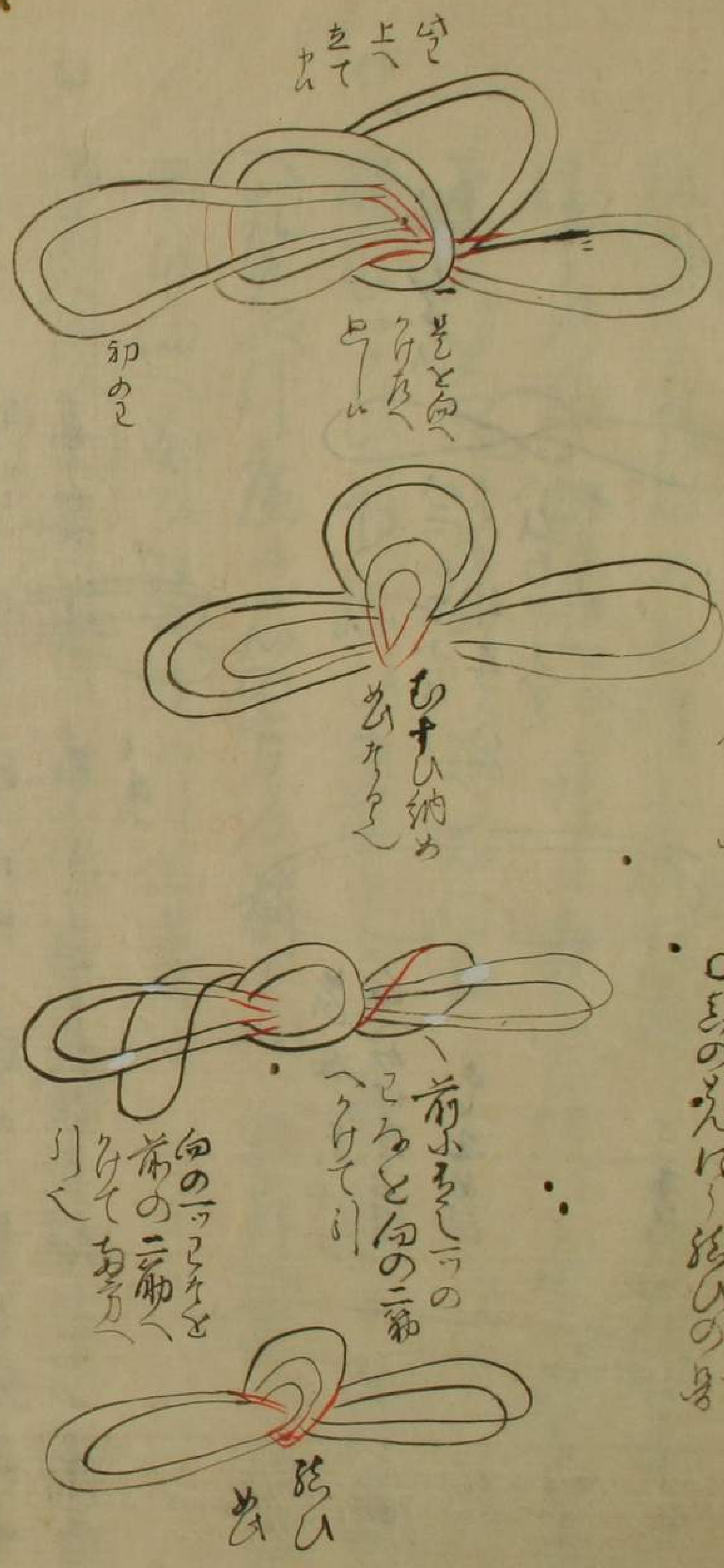

こしきひ結ひの図

口ふのもんはら結ひの図

四十七

一 圍炉裏の中仕掛之事

いろりの内掃除ハ常ニ盡くし置候て、角をハ
丸く切ハいろり見角ヨリ角切 内丸く致シ大釜なれハ小角ニ
切炉中広く炭多く入様ニいたし小釜なれハ大角切
炉中せまく小炭ニ入能ニいたし角ハ大ニ之渡し
壱寸五分の掃之けの灰を中より水際の（角をも壱寸五分の掃之角の所迄）
角の方へ少しためて壱寸五分の中程より（へ少）
高く五分の水際の方ハ浅いりを少しひきくする
なり角の内へも少灰をとつて縁（ふち）ニ炉の大
きく狭く見ゆる様ニ致させて古人ハきらハれし
宗易堺より角の大きさを見て寄ニ

十五夜の月のまくふちあ入く
いろ里の角よ大きふ盛る見ゆとうたふり

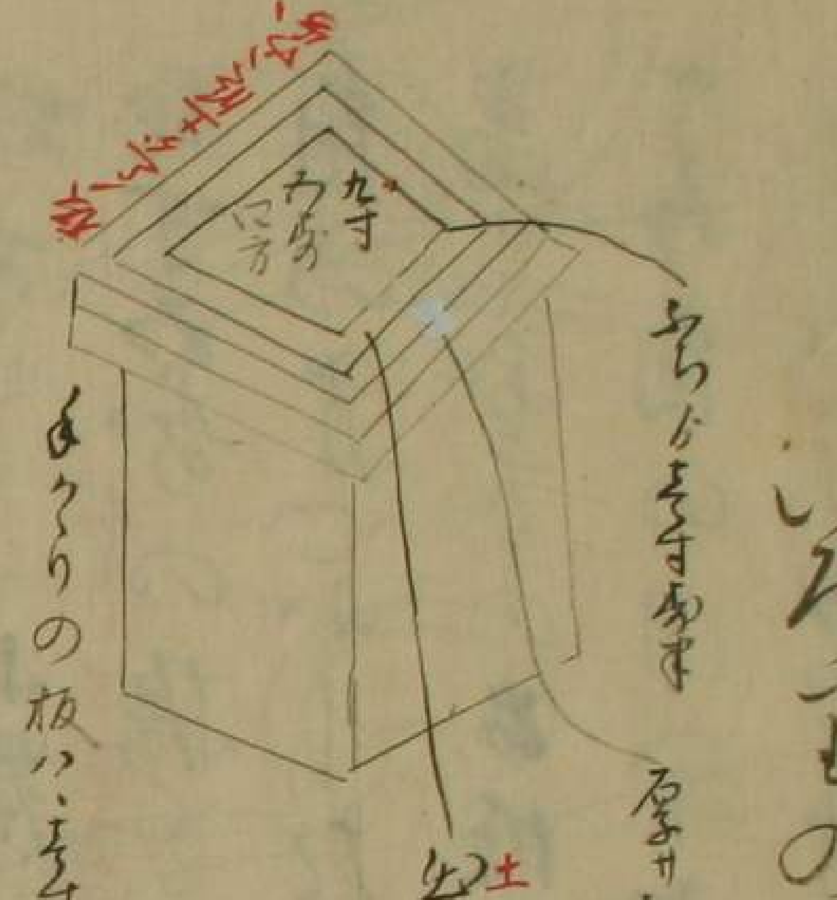

鈕鵐すんつの寸法

貫八寸尺五寸七分半

一 径壱尺四寸四方 内法
板厚サ七分 板の上へ出歯ニ五分

一 まくらの板八ハ銘寸弐分厚サ壱寸

一 出歯 斤方壱尺壱寸壱分 西方三ら四寸弐分

一 ふちも内へぬり出し壱寸五分半

一 壱尺中空ニ九寸五分 四方

一 穴九寸五分 五分残る 九分ちらに ほそめし 又
六分八

四十八
一 圍炉裏五徳居様之事
合傳三目一爪ノ方わし 廣くすへし 五徳一ツ爪 表ハ 客二向て 置べし ... の方へ向 一風炉ニ而ハ向ヘ一ツ爪置ノ成ハ ... 上座ノ明の方
五徳すへ様 明り障子 家付の方 据えて ... 後座 ... 明の方 ... 一ツ爪 ...
四畳半にても 大圍ニ而も 一ツノ爪を 亭主の右の方へ ...
大目の ... 一ツ爪 ... 風炉 ...
此一畳大振ニ 切ハ 一ツ爪 我向へ ... 二ヶ分也
二ツ爪 ... 一畳 ...
しかし

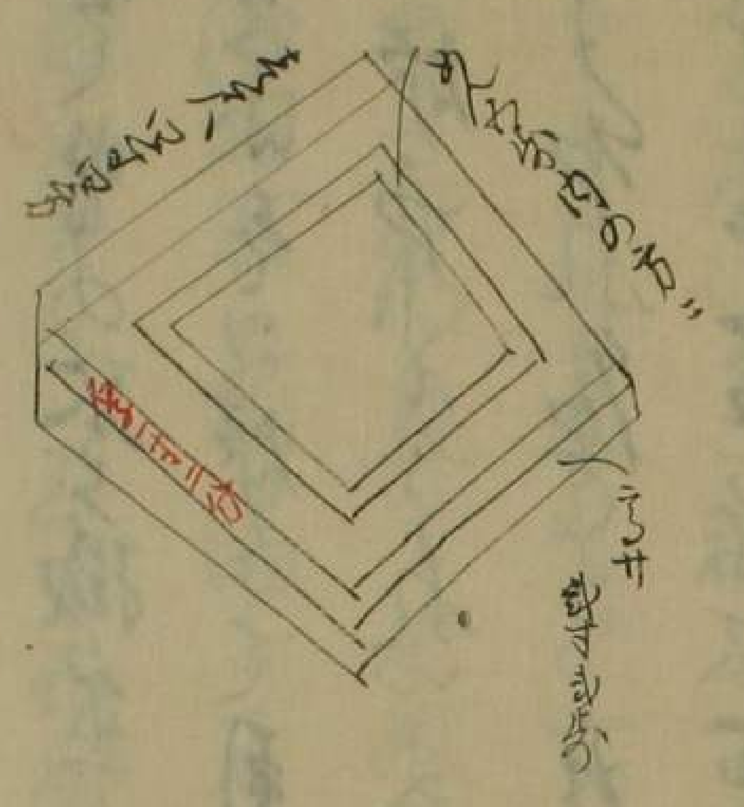

四方出歯ハくりて下長くくりは
キライヤル

一 ふち壱尺四寸四方 外法
出歯ハ五寸ひつ板ヲ寄る
綺り壱寸七分
一 高サ銘寸壱分
一 板厚サ 壱寸銘分 めん二分

四十九

一 灰のふくさ灰さ仕様又羽箒使のこと

昔台の習灰ハいろりを深めふ直ハ深めふと云有之候ハ火を多くし灰ハ角直ハ

灰の灰深ハ寒気の時分ハ深く炭多くして大事

火を多くして湯気ニ成申て灰のせく事も有之候ニ付て深めふ致し中人も急用羽ハ火を

へも炭気暖ヵ成様ふ釜も大きなるし温気の時分

いけて茶の湯外成をいろりの内ニすくまの致候それより薄く致し候其茶湯も是ニ不及

ハうすくして炭かく茶事火気の薄き様よ致

も院より羽箒ハ広を払ふ事ニ灰も落り又茶をも払ひ多き事の時ハ是を又羽箒候ハ成いろ

小釜杏羽箒院の内ハ猿木茶湯ハ隠者家人の

其の所で一ツくくの事申し候て八畳の内ハ壱ツの灰の様ふハ申事也

もてはつるて侘の弟に能ハ昔ハ炉も壱ツ分外ハ

無し昔の釜職無之様 故事無之之由候羽箒

たふ壱ツ炉ニて用ひされに今神代ふるし用ひ候羽

ハ炉中も入れハよ下火もはくる成様よ置て火も

たなれ候とも其由ハ灰も是ニ添へくるつれと様ふ

いなし院は深は灰をいれよ様なす仕立一灰成事之

右の灰のそこ様ふ示を専らし初心の人も炉ノ中をれハ

ましてふ火をもニツ置て只今家を見る様火強への程

まさて崩れもせず灰強事し事 面白けも無之

湯御成茶湯よ見へ大釜ハ一灰深く能く分を不徒の

足三寸又ハ三寸五分許斗中釜ハ弐寸五分 小釜ハ壱寸

七八分弐寸斗も灰下の小釜ハ大炭不置は成ゆるりの

内廣くして 又角も大きくいろりの内狭く中釜大

釜ハちいさく内廣く致し

五十一

一 囲炉裏灰の事

いろりハ灰の多い有り有るて候去庭ふ申候ひ業なと云ひ候えハはいれ灰致し候し

囲炉裏の灰ハ昔ハ常の蒔く灰也 紹鴎より

紹鴎より利休有るへ湯深くして山の崩し口の形の成様を見立只今の

石渕見く炉中も成ましても灰も不立様として

ころく成くくの一灰をこしらへ一ツよりませて用ゆへし

こけ灰のうつりかハくわんきんしんとうられ灰ハ紹鴎なり
利休ニ至て湯治して灰のこつれて来りたるなり
見しを見て炉中の灰を見て始てうつれとふるき灰
とりそへて用ひ古人ハ常に此事を心に懸て作りなしてそ
茶湯をもつし申也

五二

一 いろりの摘捻釜の口ふちより摘捻の高さ作る

一 鐶口の釜ハ摘捻を掛炉ふちの上にて指を入て
ならべ摘捻よすへし

一 富士釜肩のすほりにてつる釜を炉ふち
のうへ七八分程ハ寸計も高くすへてひさく
掛て炉ふちる摘捻の高き程にすへし

一 手取釜茶白釜なとの口の高さ程ハ右同前但ふちより寸計高すへし

一 姥口釜ふた落入て加減のたかさ釜の姥口より下て摘
捻の高さの下にて三分も口の高きも下てすへし
なりよく摘捻より能見て能摘捻よすへし

一 自在の釜ハふちより寸計も下て掛置也常
の時ハ釜を縁に掛しまるへし摘捻すへり
へぬなり

一 釜口の高サ七分を鐶口に七分ほとさかりはしきへし

一 下火の入様ハ宗易已前ハ池田炭を真にて炉
の火を入てねき釜をかけて掛置也摘まてに
湯を入てたるハ思へすくなくきて燃やし宗易ハ池炭
を真にて炉の内の炭くすろしより燼中もして

五三

凡今ニて池田炭を揃へておこし炭と云
して炭けしにけし二度焼の炭を多分古法のことくね
まへ釜ニてあつかふ也 古鐵ハ揃へて炭をおこし釜もたかふ
せて茶を点る時 炉中へ火を入釜をも仕かくる時ハ
炉中ニ而 炉中ニ而 炭のたき並にち移せす 始一釜を仕
掛る時のことくにし 去なから当世ハ 思ひのまゝ
一 あつかへる火をもちて 合ひ思ふまゝにあつかへる様に
凡くは瓶に去ることなりて扱ふる也 揃へ置て火箸にて起こ
し釜をも炙し 仕掛した炭のたき丸古法のことく
凡へ瓶よ去ずとも 功者の心得之

廿二
一 たき物の心へ様の事

世上たき物ハ炭の下足にて詰合仕る事ニ思ふ也
たき物の事ハ古来の下焼にて香を焼くニ付そうたき候事ハ炭を置て下のたき物ハ
多く説有候 去れとて炭を初め詰合候事ハ不置
後に香ひ強く匂ひ有るよし 又たやく匂ふ也 又後ニても匂ふ也 炭ハ二度くらゐ焼く也
るりよ仕る次 炭の詰り合ぬれハ たき物ハ少々焼申し
くらひ炭を十分能きをへ 其下足の下も直しく
其所 薫物なれは 炉を焼先を薫物ハ 直前の方
ハ応し 畢竟の心之能くも薫り物香の薫物に文
ハ客方ハより向の方にもたき焼之

廿三
一 薫物一種の事
たき物の一た記と申ハ 此物を書て可致也
名香 極山ハ 利休居申し処 極山の茶人ニ薫物
大方なれハ すり置かず焼て悪しき事とて候

廿三

五十四
一
大サき一かまふ釜をおろしかきめかくる程の大サ程ニ
きりみて入置申也香合へ入香ハむきと紙ニ
入て香合の内へ包みて入れは見事なし世にも
むくろし扨て大焼にいたしてハ炉中穴ニ少々
ゆるし也銅と扇子等ハ離候するもの也

一 圍炉裏の灰ならし之事
いろりの灰ならし事ならしよふ有候共切ものに無し
ゆるハ灰のなき物也夫ゟ初心の者ハ灰をならし候も吉
切不立も分け不取ならしもよろし灰ならしの時ハ茶
入も灰を取に入て挨拶もすへからす何をか亭主
勝手前後ハ要なれは灰を取べし

升りハ茶前中にても露地見ハ亭主の作前と見合
候ても亭主より灰を取候ハ火も無く灰をからさて候共
大炉にも炉ぶちの寸法へ釣瓶の揉むき
て取也かり太ふ炭火を二ツ三ツ掛けて灰を取べし
さて炭のおこり候者納
しまふ火を掛てまわり面白く灰をして置に炭を
灰を起し処一番よく心ゆ又灰をとれ人に炭を炭が
遣す火ともひとり為退く物之炭地を人よ
いろりの内さむせん為之

五十五
一
小板前後の事
小板を置も内がは前ニ見合すへし前へとするもの也

五十四

表裏ハ香をのせ是ハ折返し　茶之次なる所なり
今わたりの尺くね張と云云　道陳の時より風呂前く向切なれ　小板ハ向へひき
和泉草ニハかんきの事ニ庭前なる方へ前ニしてよ
すゝ済くれなり
しかんきの勿ひさしのわたりを見るに深小畳の
よく茶合

五十六
一　風呂の灰の事
利休年よりてハ路しく宇治灰なり
昔ハ風炉ハありきたりよ灰の多からぬ無　細くかる常の根
細灰を用ひ利休分風呂ニハ宇治の灰を用る灰ハ
用灰焼して荒れ口並灰をたる能なり

五十七
一　風炉の内の仕組　土器にて割らけ立土器のを

○大風呂ハ経一尺寸　高サ寸を云
○中風呂ハ経一尺寸　高サ分　一尺寸高サを云

○小風呂ハ経一尺寸　高サ分を云
○眉風呂　透木風呂　類なる風呂有り
○土器ハ内墨のかわらけ地中を見る事を
立土器と云
○割土器ハ土器を切目を上口用ひと云之　仕割云
割土器ハ五枚切ニ土器より目灰の高サ…ハ土の明す…
○土器ハ風呂始又風呂遠州の附いつも…
○利休土器を…
とく極りい
○土器の大サハ風呂の爪と土器との目へ…
○土器と…の目小…
大風呂ニハ…

○格置つし 時ハ八九寸計ゟ七寸程の事ハ寸ニかまへ
置すつんまの線とかさね風呂の内ハ五徳の形ち丸
くして陽也 灰ハ四角ニ仕組ニ陰の形ちなり
五徳の爪の据やうしもしかきの手をたて右の爪はら
ちらし残置 右の寸を二寸入てとしる置残かと
云文字の前の五徳のましもしかきのまきた
の方ハ三寸計置すへ置残 東と云 右の五徳の右
角より前へかくきのまき 前後の前残る取
ゆる味也 東の方の前にかし 灰の角持る置
残まて後し云立置の前ニ 灰の内持る置残
ゆしと云 向ハ一文字ニ五徳ゟ向ニきのまき残立ゆ

○左の方ハ東より向の灰との肩 大概と灰を爪を据ニあら
ぬ様成風炉へ付やゆ 向の左の方ハ角と置し 風炉を
かこたる置きのまき立かの前こく 切と口傳たるてハ
○灰の高サハ土器の下より上器を取置見へゆ程 灰を付申ゆ
左右ハ中東た二前右ハ鉄前灰を高く向ハ左右と文字
灰高く付ゆ前右ハ向ハ置き高き様り也ヶ様の事
初心の人ハ数にて置見る線風にすへし
○大風呂ハ五徳のきしまの志やかに付申し 灰も和ニ
○小風呂ハ五徳の上まて付申し 一灰残りんきん 段取大ゆ
○右の格式まて 灰なる和ニ成ふい はし置きをまるへ

中置風を好まゆ
りんきんにしてし
中風炉ハ五徳のきし此るく中ニ付申し 灰も取ゆる かいりんきんなり向しよ
内るとらずしもしか灰を付る置 取ゆるする

中比迄ハ道具なくて灰形作る事ハ行ハれし也

○灰ハ釜すゑの跡の下ニ至て高く奇麗ニ能なしおく時なとつけハ土手形なと夜其土手灰形を押付一度置おく右ハ佛こハむつかしく（作法ニ依ハ也）ふいしく置こくもせしハ南蛮ニ水さこあし一灰の上毎ニ押し紙ニ至て（紙ひらつ）能し

○灰の様子ハ火箸灰なとにて能ク見計る仕置ハ切捨なる故何事こなとを出し後ニ（ハ）作法能くし常の習ひ他ニ不分灰ハ平の時能く注意なるへし

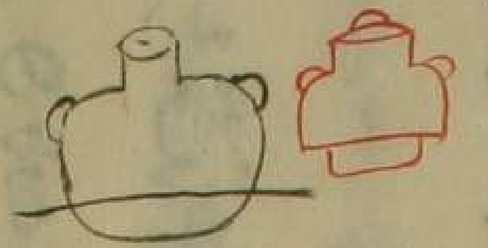

鬼蒙釜之

透木風炉 肩風炉とも云 是風炉の上ノ口上ニ乗ル めぐり角ニまろくする又上ニ丸穴ニも

鬼蒙風炉 銅之

鬼面灰穴の形ハ風呂をもなしてすかし

たゝみ穴ニ風呂なくてもかまハなし

火口

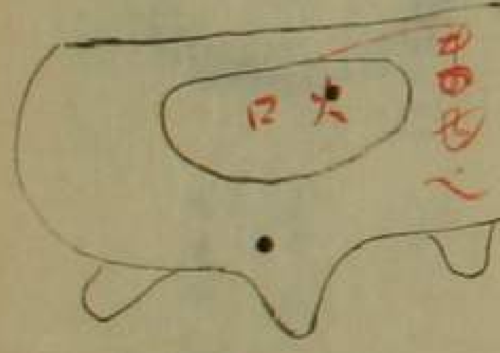

是前の方ニ乳足之 小形なり

鬼蒙 風炉の銅なり

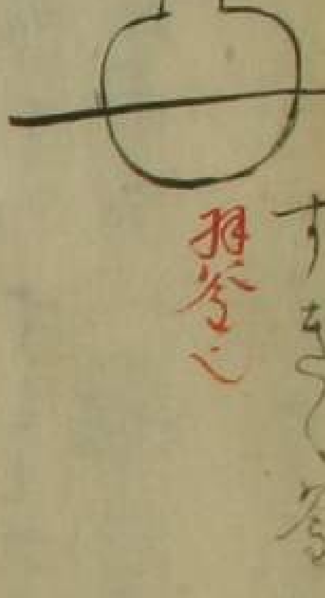

右 珠光和ゟ出風呂を作り

昔風呂灰右の方の高りを切
又右分四〔[illegible]〕れとも切たり

透木 昔ゟ月在に用し之
透木 長サ弐寸 横弐分 厚サ〔[illegible]〕 大小〔[illegible]〕 台釜の

大小應し 寸法定りなし

頬当風炉

同らにて風呂灰 和らかして 口角みて

〔[illegible]〕 口伝 〔[illegible]〕て八

右紹鴎宗易台子名に用之 風炉是の付紙七寸

先へ寄て作る 風炉師の習なれ共 〔[illegible]〕代 〔[illegible]〕

五十八 一風呂の法 置紙口伝之

作 無窮 風呂師の 風炉ハ 小板の中よ 置 〔[illegible]〕 有り

風炉 置様又ハ 先板 寄分 念の 〔[illegible]〕 く 〔[illegible]〕 して 小板 〔[illegible]〕

日々内奥へ入めよ 〔[illegible]〕 之 風呂を 〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 の 〔[illegible]〕 方と

子を 〔[illegible]〕 縁 〔[illegible]〕 見 掛 風炉を 置 風炉 の 上 又

〔[illegible]〕 て 風呂 の 〔[illegible]〕 を 〔[illegible]〕 之 五徳 ハ 〔[illegible]〕 く 〔[illegible]〕 つ 〔[illegible]〕 口 〔[illegible]〕 り

〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 上り 〔[illegible]〕 と 〔[illegible]〕 て 〔[illegible]〕 方 よ 小板 の 下 よ 紙 を

是 七 〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 て の 事 之

〔[illegible]〕 て 〔[illegible]〕 く 〔[illegible]〕 附 を 小板 の 〔[illegible]〕 中 よ 風炉 と 置 〔[illegible]〕

〇
五徳 入 様 五徳 の 前 編 ハ 〔[illegible]〕 之 一ッ 爪 を 向 の 〔[illegible]〕 中 よ

入 〔[illegible]〕 て 置 前 の 二ッ 爪 ハ 〔[illegible]〕 出 入 〔[illegible]〕 て 〔[illegible]〕 若 一ッ 爪 向 へ

〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 寄 て 〔[illegible]〕 之 大 風呂 ハ 三 寄 計 も 〔[illegible]〕 く 風炉

の 内 格 好 〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 〔[illegible]〕 宜 〔[illegible]〕 り

○釜鎖掛かく向の常に心得すべきこと見事に候よくる
八何れも之茶も釜かく向へより張よし 釜八なるべん付
小板并風呂の五徳へ向る据る 掛る向付なる見て能
据る掛申は大様向付なる見しつる 釜前へ寄給
よる見て何れも然る可し

○五徳の爪下八釜渡り大様 釜のみ三ツ山八悪敷之
又より見て前付ぬ好候之格好見合く 印を之の不
之大様風炉の爪合爪を見て寸計 足文字定べし

○五徳の爪かしら左へ向様る風呂七ヒかく右へひ様る足を
流不如之風炉よ七五川ことと云習べし 山 釜八
右の爪前下り五徳右の方へかしら右の方へ

かしら風炉 右の方の爪の右長く掛候右の方へお
しひつじ風炉 右の方へおもむる居候居右の膝
おもつじ合て是を七もつみと云習べしい

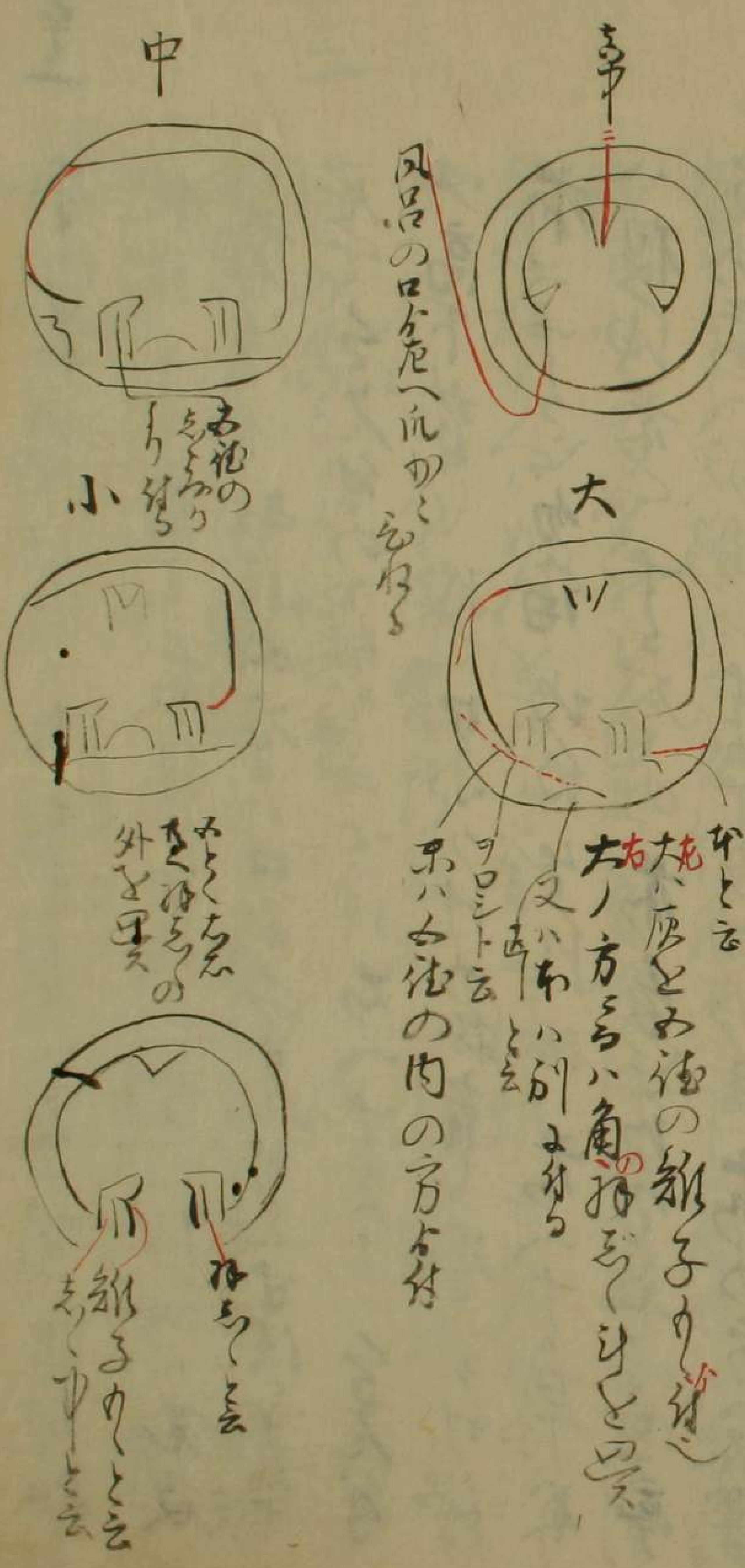

五十九

一 釜の前後のこと

（草鬼面なしとかしミいろりにてハ向なし風呂にてハ前へなすも）

地紋にても有し前後の知れる釜ハ此法に不及

ハ前後の知れぬ釜ハ口合なるん体をすほとして

見て夫見付のさかりの方成右へするなり なるん付

少高下有し據之口ふうけめ様有之釜ハうけめ茂

前へするこの勿論地紋生れ様ハ前へする草木

ハ根ハ前へする釜の前表を據見えの内亭

主の前へ向様よするなり心得違ある方へすれハ

釜を上げて置時釜の表風炉先窓の方へ成

亭主の方へ後向に蓋の津まみも生様ハ表

ハ亭主の方へするなり

六十

一 釜より風呂のなりの事

（釜の肩丸きハ風呂の肩切口之釜の肩角なるハ風炉の肩丸）

風呂ハ釜次第になりを好むこ之昔ハ釜ハ切合の人

（成りんもとく不残を誂しこと之）釜と風呂とのわ合

（是ハ各別なるへし）

大事にして揃好見立 然程にいはし 当世ハ茶湯

流行にして釜をも出来ハ有合の風炉に據見合

なしたとへハめんとなし釜と風炉もめんなして行

事之釜のかきなふに専ら風炉のとく然ハ行し事

六十一

一 釜の名所に茂心得事

天明なとの地荒なる釜ハ如し黒みあるを古とす芦屋

（よくあたてる釜の見本きハ焼釜の様よて黒めよて持釜のそく濃ゆれるハ）

なとのとく之くはしきハ如く赤みの有を古と

（黒きハめるし赤めよて称但亭主の好なる事）

す天明ハ下野より出る 芦屋ハ筑前より芦屋の土宗か出る

四十

六十二 一 風炉の時茶入盆ニ載茶立ルニ水指大小ニより盆と大小考心持有

風呂ニ盆立ルニ水指大成ニ盆も大分盆なれハ前後つゝき茶入も何くらしニ水指大きなれハ盆のちいさきよし水指小なれは盆大ニ而も吉ト但の時ハ水さし残り先へ押の茶合し

六十三 一 茶入床ニ置後ニ水指も茶合ニ飾有

茶入床ニ置後ニ水指と茶合ニ飾時ハ茶立ル時ニ又盆茶ニ而引出小茶立茶立ル時又ところ茶合ニ飾かたいや又水指と茶合ル時ハこうぬ揖ニて引出茶付ニ心持有し

六十四 一 棚ニ道具を茶立ル時棚之棚付おろし水指

棚ニ道具を茶立ル時ハ棚之棚付おろし水指の前とも揖とも節道の所も茶合揖茶立て左棚の時分棚水指の前へ茶合も茶立ル時ハ揖きぬ揖茶合すて茶立て時ニ引出茶合も三茶ニ而置ハ飾別ニ茶合と茶ニん揖引出なり

六十五 一 右構子の時棚茶合のゝ

右構子の時ハ棚の壁付の方ニ左茶盆左の方右香合そもゝんらも茶ハ右羽たく右の壁付ニ揖と茶合ん

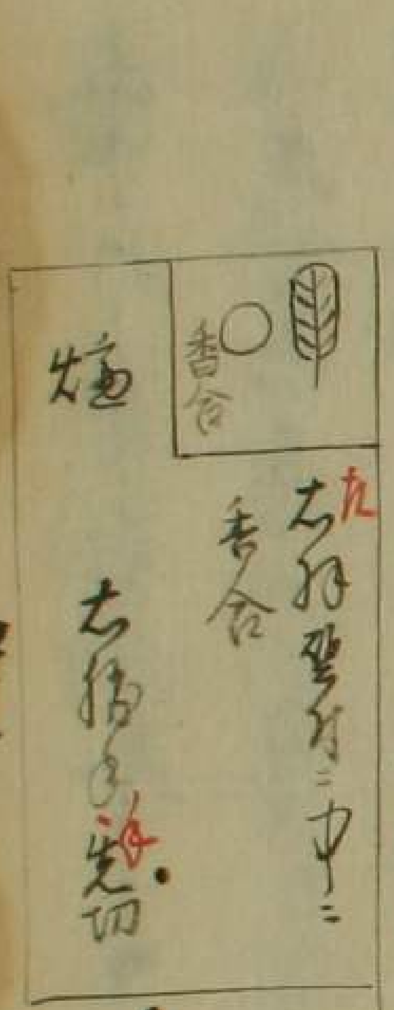

六十六
一 なり自在の釜 ??釜よりあるまじきも有とも ありなくも有
ふ吉其外の自在よりは??
なり自在の釜高サ大釜なれハ炭を添炉に火へ
炭掛に下ケ申候 小釜ハ炭をかこミ 釜も上ケ申候
掛け候なり なりて釜もかれしも 摘段を掛り
業申し見 能々段地不申て ふ時に立時に立
掛り摘段のかり行しくして ?ひくれふ更に
高名手不苦しかるの自在也
○ひろうさ小作 見具て文 大目ハかきの先を向へ出サ
おかし向切の炉ハ向側へ炭出付方へかき候
向申し

○一 なり名所の事
上の楓摘段蝶かき無の名所を云 釜の掛ケ釣の名所
段つるかきと云 又ハ大かき共云 其下に有小かき段
しのきと云大かきの上に有かき段 かけかありと云
○ 自在名所の事
上下の竹の切口段 節と云 上の段の釣かき之掛る段
段かけ結と云 横木段小かると云 かきにハくさの木
使用申す事は 枇杷の木也
六十七 一 老人の茶ハ 茶ニハ 落葉も礼ヲ不仕ナリ
老人の茶ハ 落葉ニ?? 一段ハ 礼を仕り
六十八 一 茶入袋別??ハ しらい事
四十二

茄子唐金扉ふくら 文琳は肩衝小壷と云 茄子
は天子の傍になきゆへ第一の茶入と号す 他のハ下小壷
なりと盆に袋共に手前にて盆ともに袋をぬき 袋合出し
下より盆ともに指御にて盆へ乗せたる袋のかんを附る
盆へ載せたる茄子の時ハ先盆と共に取出し中を附
茶入ハ長き上へ茄子のせて取る時ハ人へ渡すも指御に載
渡す時ハ指をかけても胴より人指中指を以て底へ高名指を
小指と添掛也 但茶名指小指をかけ 持
文琳扉ふくら唐金何も指の掛様同前なり
小指と高名指と添 不申は小指 高名指を添へ
持申也 指御にも載 不申は盆下より茶入出し

にも盆へ出ならし 常にも不苦は唐物之茶入なり
肩衝大海是ハ大壷と云之 薄茶入る 相手也
にて候 小肩衝ハ盆にも載也 肩衝ハ人指中指
高名指三ツ胴をかけ 底へ小指一ツ掛也 大海之袋
分出し 左の掌の上にのせ也 大海とへうと云なり

○

掛けハ云ぬ物也 茶杓ハ蓋に置 茶筅ハ…
津つき茶入割蓋 何にしても四つ津る津き割蓋
茶入と組入にもと津るを横に置 茶入へ出し附
も同前 茶をと渡す時ハ茶をたんと掠の口に茶入
盆者の手を向の蓋へかけ 左の手にて前の蓋に
掛一段小指裏と表を合せて 中より割て二口にて…

四十三

取りて茶きんの目にて添へ左（太）の膝の先にも置き
茶筅洗ひ蓋する時は茶筅又前に茶入の蓋
蓋を置きにとり一度にする也 但向より
よくするなり 茶杓はつまみても拭ひ候て又
客にたたみぬ折に押し 勿論残し又茶杓
の如しの向よりとも如し（持ちよ）に持せ拭ひ又ふき
にも拭ひ候得ば常袋へ入るもつるは横へ置し候（を横にする也）
茶入ふく時は先茶入を置き候

○ 茶入を茶入に割蓋にて置し茶入を茶入は広く
取付て茶入の口を小さく常の蓋の時は蓋を取時は
取り大指にて押し蓋を左へ押し出し心よくして

右指にて取り候 茶杓はつまみて（蓋にも）拭ひ候

○ 水滴は袋より入置合する時は茶筅茶杓引出し置き袋より
取出し置合時は横に並付の方置筅置は前へ出し時
横に置し 茶杓は茶巾にて拭ひ候 又蓋にも常にも置は

○ 手（くみちゃ）茶巾を取き茶入の（その）袋より入る時は茶筅茶杓
にして置き 茶入ふく時先茶巾をふくも取り時も茶巾を
持し心持にて取なり 茶立候時は茶巾を持手の
方へむくるべし 茶を汲時も茶筅持添へして汲べし

○ 茶入袋より出す時長き茶入は袋をぬき中の茶入の志
おのれよりは大海は横にぬくべし

○ 惣別茶入の大小によりて茶入をも取扱ひ方あるべし

廿四

一事ニ小茶入ハ上ゟ[illegible]掛けを[illegible]と云掛合[illegible]
ころすと云長き茶入ハ掛合[illegible]掛るハ[illegible]之上[illegible]
[illegible]て[illegible]ころすと生[illegible]ハ[illegible]しころすハ[illegible]之

六十九
一 なつめ津[illegible]中次持様之事

○ 棗ハ小壺[illegible]津しハ形[illegible]古き茂目なと八寸[illegible]
棗ハ小壺之[illegible]袋[illegible]有之中次も常の袋有之中次ハ大壺之
袋も[illegible]中ハ[illegible]しの小壺の[illegible]之蓋をも[illegible]も前の方ゟ
茶つくハ[illegible]草の[illegible]薄茶の入之袋ハ[illegible]
[illegible]ても茂めの蓋形り小[illegible]之茶[illegible]ても
[illegible]てつ[illegible]ニ[illegible]包[illegible]包[illegible]の[illegible]
先[illegible]て[illegible]し中次[illegible]津[illegible]之袋
茶の[illegible]順[illegible]る茶の入之
掛[illegible]濃茶ニハ[illegible]ハ持様[illegible]付事之中次
の[illegible]の方ゟ合左の方[illegible]の[illegible]蓋の合[illegible]
[illegible]ハ蓋[illegible]時ハ左の方ゟ[illegible]掛[illegible]一

文字ニ[illegible]ハ茶[illegible]も[illegible]不[illegible]し今[illegible]ハ清[illegible]珊瑚の
[illegible]作之[illegible]しの木の[illegible]し[illegible]作を蓋ニもの之[illegible]今ハ[illegible]
[illegible]薄茶[illegible]之茂めハ小壺の形[illegible]袋[illegible]之[illegible]
中次ハ常の[illegible]之中次ハ大壺之茶津[illegible]ハ凡草の[illegible]之
薄茶入れ袋[illegible]ハ[illegible]ハ何も津[illegible]之[illegible]
[illegible]包[illegible]ハ薬[illegible]ハ[illegible]順しる茶入之宗易[illegible]
中次の蓋ハ横[illegible]掛てハ[illegible]茶[illegible]ハ[illegible]
茂目とハ蓋[illegible]上ゟ掛てハ[illegible]茶[illegible]ハ角[illegible]

七十
一 堆[illegible]天目の事天目ハ[illegible]を[illegible]

○ 堆[illegible]天目ハ[illegible]用[illegible]子[illegible]を記す
家[illegible]ハ平堆[illegible]天目の事[illegible]之
一

一 其時ハ茶筅並ニ出す其茶入盆ニ載る

一 茶の時ハ茶入盆なし 茶筅並置

一 茶入盆ニ載 置合并大円(?)東向キ炉風呂ともに
盆ニ載る通ニ置合

一 天目の時ハたゝみ茶巾ともに茶筅のせ是ニ盆茶碗は
天目のごとく如在台の左ニ如在ばかり載て盆ニ茶
入と組合並て

一 置合東向切ハ水指の前ニ置合すらに茶入天目並
合て又ハ茶の斗並天目ハ其ニの内東棚にも上ケ並
天目ハ水指脇ニ御の座置合れ風炉も並合茶碗

同茶立拒

一 插板盆並ニ置合東向切大目炉風呂ともに習の通り東座

二 両手ニ盆の左を持載前ニ東し並ニ持紙習の通り之

三 両手ニ盆をかし引出之

四 両手ニ茶入を盆と載前ニの置並釜ととゝのえ
と向前ニ置し左の方へ寄並ニ

五 如之敷さ其の草の内時の拍子次第に置さ
挿ニ納め中ハ茶入あいしら盆ニ置き板ハ見合先の事ニ出す

六 茶入袋ニ出し袋かき両茶入ともに両手ニ茶入を盆ニ載

七 後ニ置き茶白置き茶入の左の組盆ニ並せ並ニ

八 茶筅ハ炉風炉ニ御の下ニ置中ニ見合茶ニ茶せ入並
出し前後の仕て候

九 ふくさたゝみ柄杓の蓋置ニふせ茶巾ふたの上ニたゝみかけ置申候
十 柄杓を釜の蓋ニふせてまた置申し
十一 湯を汲天目に入柄杓ハ釜ニ掛置両手ニて天目をとり左の手
のせ置右の手ニて天目をとり あらため湯を二度すゝぎ左ニ持
右の手をも添る二度すゝぎ申して 茶碗へのせ又湯を汲天目
へ入釜の蓋をあけ柄杓蓋置ニ置申し
十二 茶筅天目の内へ入両手ニて天目を釜の前左の方ニ置申候
十三 次ニ茶をすくい茶を両手ニて取右の手ニふくさ御持茶
をさはりつき茶を向前へたてをさへ左ニ入湯ニふき申候
十四 天目を右の手ニ茶筅を湯ニすゝぎ茶筅ハ法の通置申候
十五 両手ニて天目の湯を二度すゝぎ茶巾ニて天目の外ハ上よりつくりふき

よくふき内ニて茶巾たゝみかけ茶巾たゝみ
たゝみ水指の上ニ置天目ニ茶を入茶のせ申候
十六 茶入両手ニ取蓋茶の前ニ置ていてまへより
茶入ニ茶を汲茶入の茶ハ大引上すゝ天目の内ニて茶
柄杓天目ニ置茶入ハ蓋して置へしゝ申候茶杓ハ茶も
とのごとく置申候
十七 柄杓を釜の蓋をとり湯を天目へ入申候
十八 茶筅ニて右の手天目へ添茶筅振り又湯をすくい汲
天目ニ入柄杓ハ釜ニ掛右の手ニ取茶筅を右へ入
置茶ふきし茶筅二柄杓置と云茶筅ハ二度すゝの向
へ置て

四十七

十九 臺の下を両手にて折據を取て右の方へ置て臺天目
の前を右の方へむけ申候

二十 釜蓋を取あけ扨亭主右手にて臺の下へ折據
出し右の方へ一礼して臺なしにて天目を取あけ臺ハ下に
置茶碗のみ出し臺へのせ右の方へ渡し申候のこし紙前

廿一 末座のみ残りて臺天目を右の方へ渡し申候

廿二 上客両手にて天目取り薗香を取て天目次へ出し申候臺
八納申候末座も薗香をとりて上客へ天目次へ出し申候

廿三 上客天目臺にのせ亭主へ出し申候上座より末座迄
相納天目を臺へ載し引て茶道具亭主請取
天目臺への也客一同にて頂戴いたすへく

廿四 亭主臺天目前へ寄り釜のふたを取湯次へ水指の
蓋取茶筅湯を三杯又湯次へ入置又茶
碗入茶巾すゝき天目を茶巾拭取臺を
客天目の茶碗拭ひ時客の臺天目茶筅亭主出
右天目臺見手て亭主へ申候時臺への也を
申亭主清め茶巾入茶筅茶杓をふき天目
の茶碗臺の上に茶碗をけ申し
右ハ草の臺天目ニて茶筅茶出申候時の仕舞也
右ニて茶筅茶出して客天目ニて茶碗亭主仕
也の節ハ指の蓋を取あけ其後茶入出臺天目一所
取合せ申候

廿五 亭主茶入れ前に置盆持出て下に置ふき
かくも前後次第之茶入ふくさ盆よのせて前のごとく台天目置
廿六 柄杓置釜へ入さしふたをしめ柄杓納め水指のふたをしめ
戸ハ
廿七 此時ハ客として茶入盆共台天目前へ下置之茶の続
先前の通り之

廿八 盆に茶入を載茶立事
右茶事ハ盆の置所口前の内に何し口なから置合天目ハ
習の通りに組入に置合茶碗も右の通りに置く
右の置付時も茶碗置組合てもよし組合にすれ
は右の手にて盆を取り茶入を右の手にて取左の手

後にて茶入前に置盆調てさくさいたし向へ寄置
扱ひ方さハき其外草の内何も如此時よ寄さハ盆を置
茶入を右の手にのせ茶碗ハ客の如此なハ盆のかいしら
い段ふくさ先に如此扱前へ出しさし茶扱ひふくさ
盆へのせ置し茶器ハ右へつし置て後大日置茶事ハ柄
扱のふた置とも一番大白切并風呂の柄杓の向へ置
茶入れ盆の内に如此中に如此置くとも置合
扱茶を取茶碗へ入茶扱ふくさ盆の上に置て
如此時ハ盆の右の角に掛置之茶を取茶入を二度
し向に置茶器を台天目の前に記す

一 盤紙真ニ書時ハ盤紙左の方を後にてみ中のかみ
紙二ツ書前の方紙右ニ書き納め時ハ方盤ハ中ろき
心ニ書き時ハ唐盤ハ口角の心ニ書き時ハ右脇ニ
書きハ書し書て候

一 行ハ右か左へ上中下三段ニぬい候を上中下へた
てに書き納め時ハ方盤ハ唐ニ頭書時ハ右脇ニ（本より）

一 草ハ左脇ニ紙を中下へたてに書き紐紙の方紙
引返し盤の内ニため盤の下ろく左か右ニ入書き納め
中ハ方角の盤共右脇ニ出前すへし
盤之頭書略

七十二

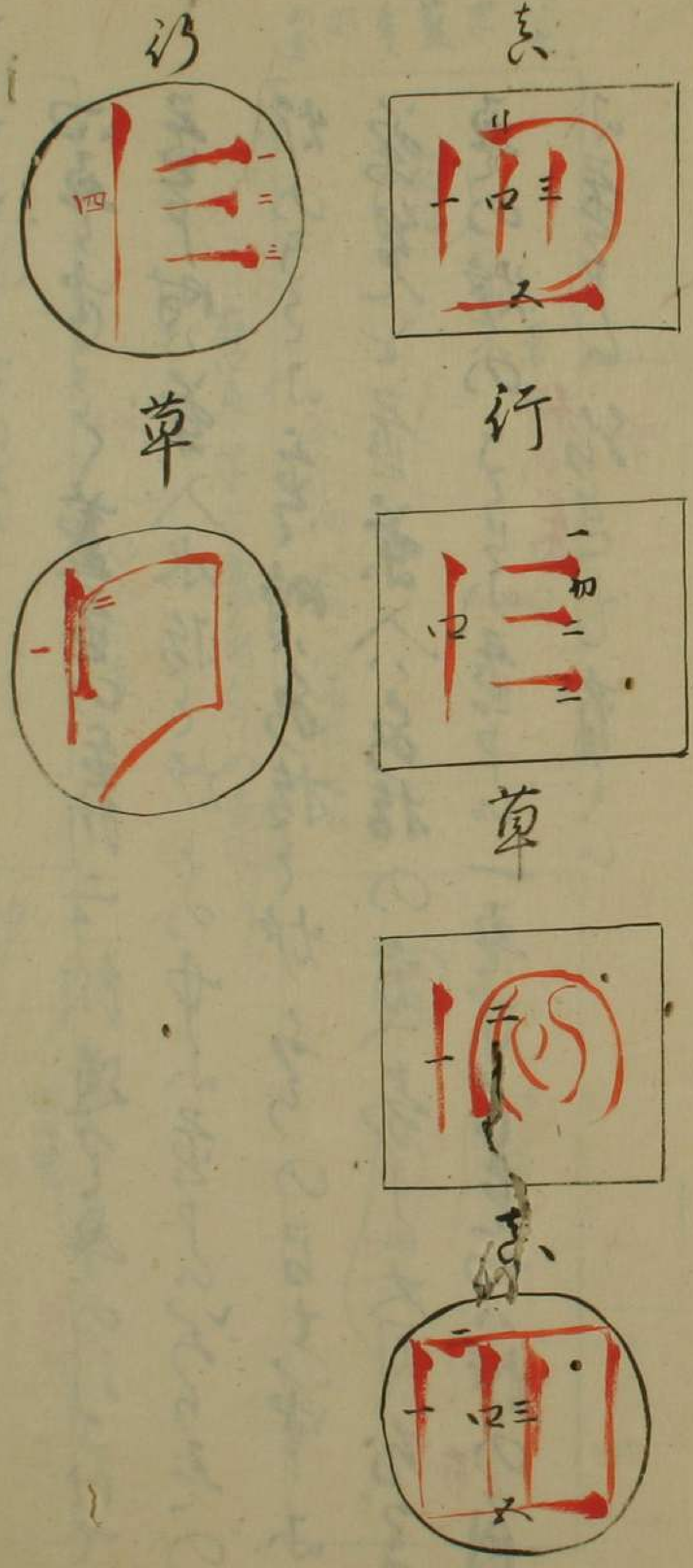

盆ニ茶入載て右へ出す時
茶入前ニ置盆を書き前ニ盆茶入を載真を前へ
向盆て右へ出し時ハ茶入の前を右の前へ向

五十

柄ニ向へなして両手ニて出シ持候ニ置候なりとも
雑談なと致候節ハ柄杓を左の手ニ持て
置ところハ茶入の上ニ置時ハふくさ捌にも置候

七十三
一 蓋置之置所の事

四畳半ニて蓋置の置所二ケ所道具畳の引寄せて
置候時ハ茶入水指と炉との中ニ置候又ハ其畳の
炉のきハに小置時ハ水指と炉との間ニ中ニ小
茶筅を置茶入ハ水指の前へ寄せ候又大目ハ左の
畳の炉のきハに小置候一畳半台子ニてハ炉の角
小置候然共も有之候

四畳半蓋置之図

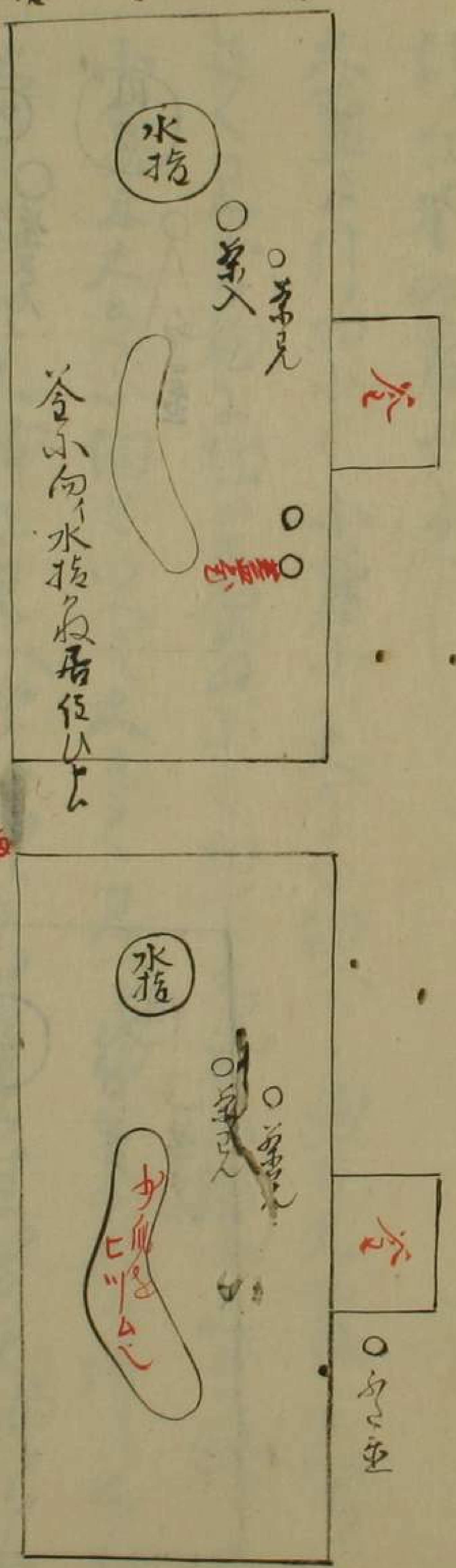

右四畳半ニて蓋置置所の置合なり

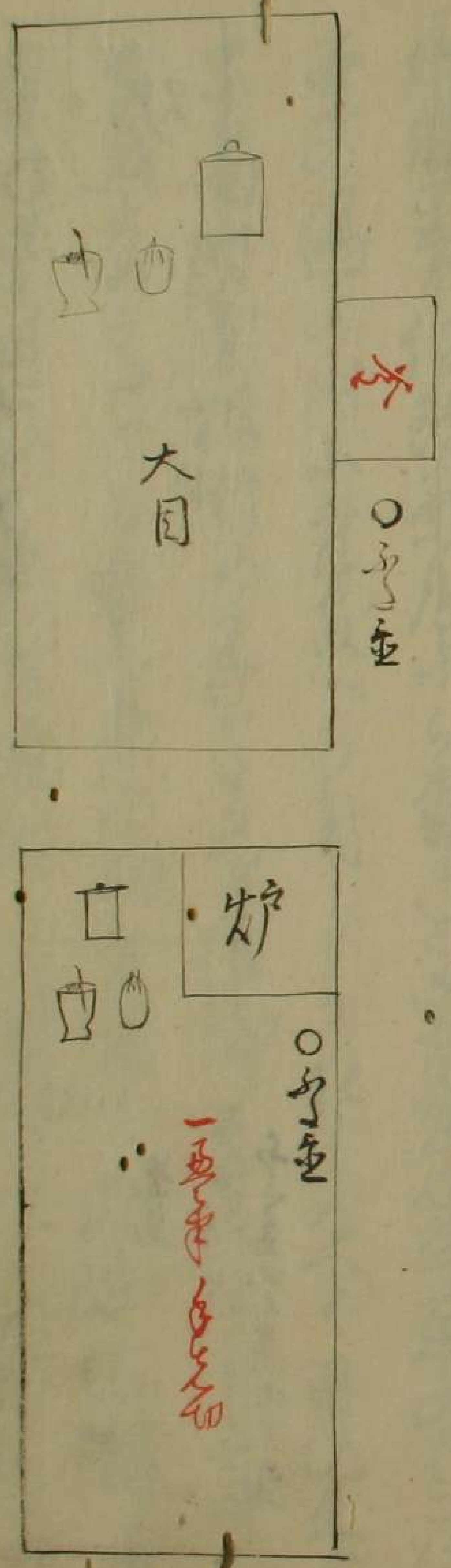

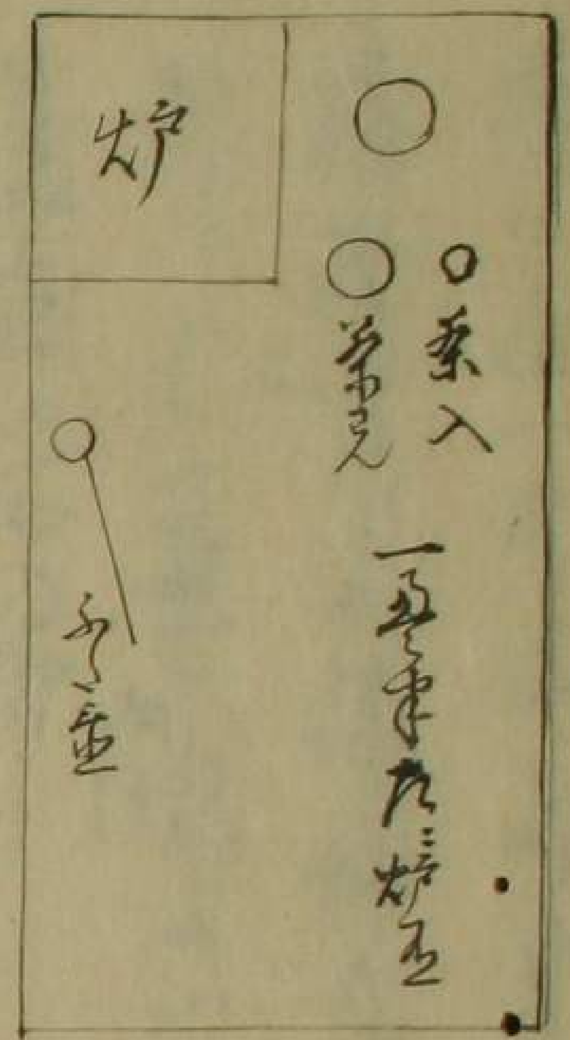

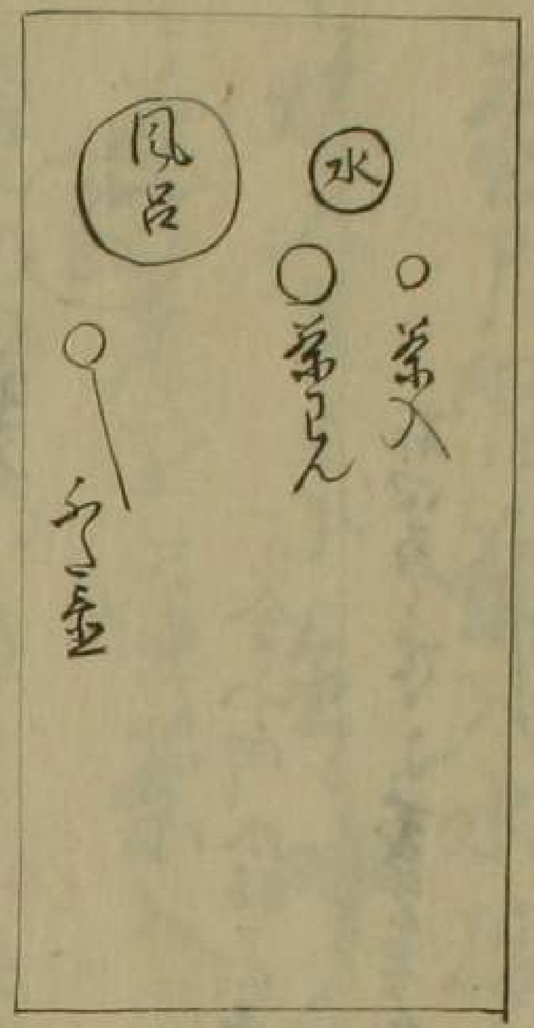

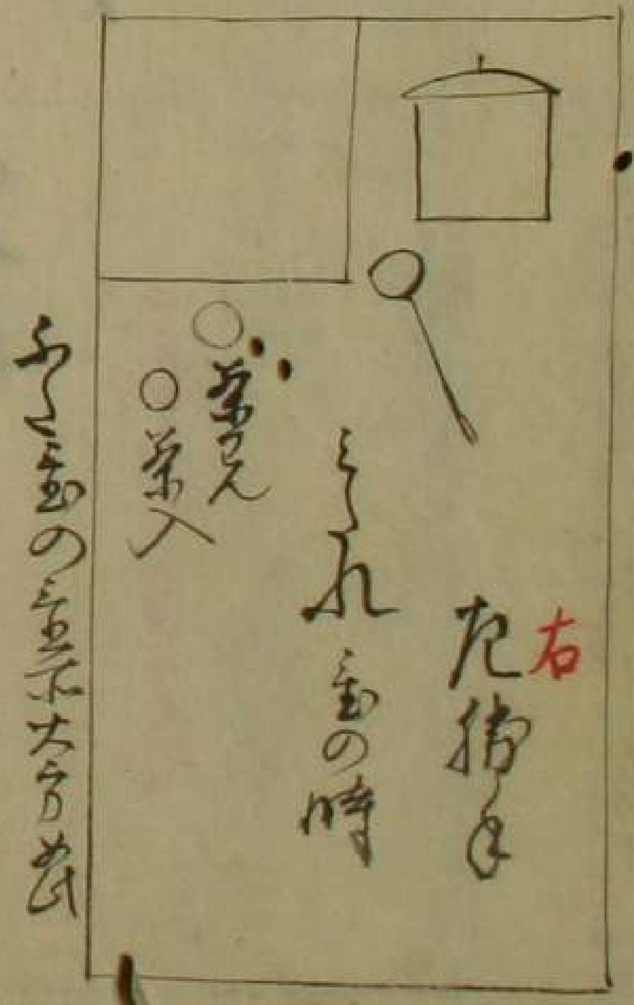

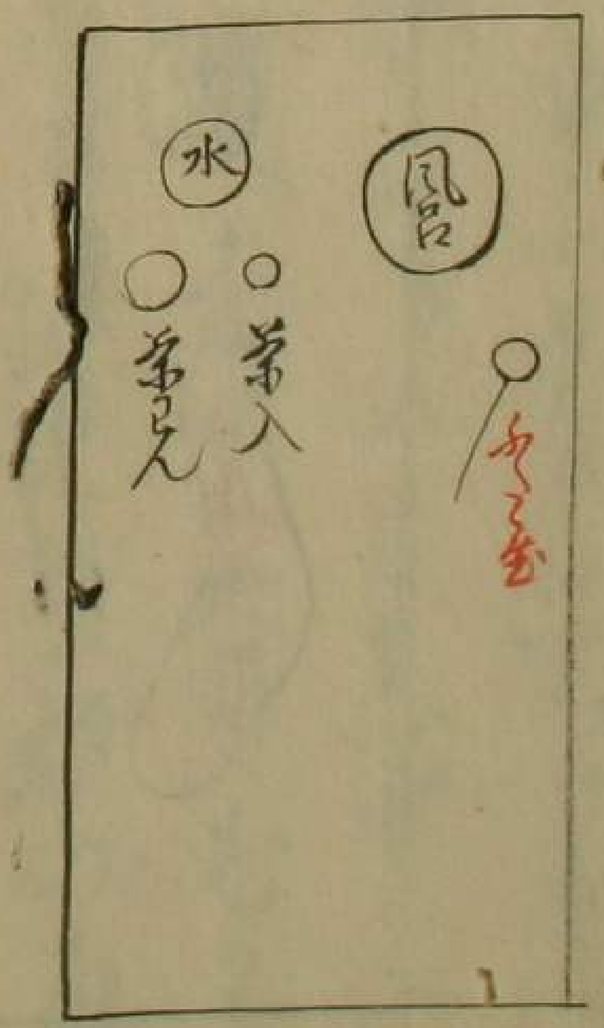

吉一

一 引切釜の蓋あるへし
大蓋にハ引切小く小蓋にハ大きく切へし総て大蓋にはちい
さく見へ候様ニ切ハ悪敷小く切て大神の様ニ見候ハ能し
小蓋ハ大きニ切とハ云共大きく見へ候ニ見ゆれハ悪しく候
大きに切て大神ニ見へ候能候 高サ壱寸二分 大神ニ成ル
一 竹輪の事 紹鴎茶屋にて無事と宗易見立草の竹ニ候
茶の湯の時小座敷へ用候 花入置候
一 宗易時分ハ根竹のふしあるを 指渡し壱寸二分ニして中ニ
花入ニ入る高サも 左様之ニ切て用 左安古織
一 青竹を用ひ候之 古織作ニ花のまるく切さるを
一 小なりして用之 古織寸法分中てなく切之

五十二

一　竹縁ハ菓子を不相かゝく其の茶湯に不用之

一　竹縁ハ目の方を向切まてハ亭主北前へ四畳半事并大目
ハ向へなるなり

七十五
一　茶碗拭の事
茶の呑様ハ上客茶碗請取於申ハ茶碗出し候時分
足張上の客まつりてハ揃て遣る也子細ハ
路次を入始合客の次第ハ定る揃之　去ハ時宜ニ不
及上客のを始る揃之茶碗取申へ此事ハ茶の
ぬく茶を呑る様子の成何事ハ為見て当之何ものも茶碗
の内を見て能之　呑終て次へ渡す時に時宜する成
次の人へ向てする事ハ亭主よりの時宜之去ハ頭を成

一　おもふ不及世に於何様より一服ニ而給けれハ若服成
さけハ先の人へ向て致先ニ而ル時宜して能是ハ先ニ茶をこ
こそ者へいふ心也　扨茶をのみしも湯水成のみ服して
ハいつし候むやう成清して時ハおもし口服へ用して吸成
清して呑候

一　茶呑て時ハ茶の氣成きくと云茶飲終て茶碗かへ付
ハ茶の薗香成きくと云

七十六
一　炭成返て時分火相改の事
炭置てもハ火鉢の次第置に炉の炭合席前風炉に
料理已後ニ斗小うちたる所ハ何ても時分より時分遅く
し時ハ先料理出し　扨炭成いたしは惣角火お次第置

五十三

一 くゝ湯わた見と云

一 茶湯ハ冬も朝会ニ於て釜へ座り中し振子に後釜
ゑをし其外しさし八寸ね(?)の振まて完炭を之風炉
ちりの時ハ沢山さし入を中立の内ニて薫ハ後薫を
持参ニ釜湯を支度いたし　其ハさし火を切るの心得之

一 炭置ハ初の道具取合ての中ニ釜鉉御炉の炭置
の内を何せ入し炭ともに中を何云炭鉉にて炉の炭
八本を継し三角に細長めに並へて置き心得専
の明為め其にて十文字又ハ井桁とする也
中ハ初炭上へ高くて炉に見え　炭置也

一 下火を胴炭切るの心得之　朝会ハ夜咄と

一 次ハ初ニ見せて後ニ火の出かけに流出て振子見せて持出ニ
継炭を取ニて釜をかけの後ハ継炭の火を床の前に入置
庭の方ハ細く炊候を並置合次炭を初に見せ候て切者
火入ニ入れ候ハゝ炭を置次に火ハ炭を見かけの振まて持出し
ましく炉の炭置候ハゝ必す炭中に灰をかけて置候
して朝会茶の心持肝要也

一 灰ハ振灰を入ハ釜を置ましく灰ハ炉の崩さぬ
又ハ其の見苦敷灰ハ消し灰を振掛振ニ入つかい
ハ入候て其振子入つかい垂れ候へし

一 後の炭の時ハ振子返す度へまき灰を継せ候ハゝ消梅
炭継ニて見せ置炭と云何風も有之　昔ハ炭置茶立
ふ古

あらすまじく候。梅皮板葉茶之入炭斗之時の炭
又香合を不置候、出しハ然く　炭斗之へハ仕りと云
一 出来る炭出し時亭主の段置て炉中残取らぬ
尤もせら炭ハ灰をせら汁滴し根（ハさらぬ也）尤自然ハ
一 あ風呂の炭見る事亭主茶を立る時風呂の中
見る也。客亭主居たる所より風呂の中見ん
挨拶見る也　亭主の心持て水次の待ま
へる時あ灰を見合出る也　又茶出し時分
一 風呂の内ハ炭斗見る也
一 風呂の炭ハ口角に置也　炭先角よりハくゞりて見
心持ある目なり　下火の見へる様に置

宗易寄小

炭置ハたとひ客に去りて湯のたぎるあるそ炭ハ炭斗より
前に置てる白炭ハすて置け又余の炭残置見た
消へしを白炭残ぬる文を亦置事ハたぎるの
あ不残炭するたとへはいつそもたぎる也様ハ当く匿也

十七 一 行ある茶事へも扇子をさして茶事
行ある茶事へも扇子ハさしては貴人と差しも殊の人さし
也き人ハ客と也とのせて出る也

十八 一 左掛子右掛子も置合遠し右掛子ハ左掛子残す
出し也　掛也　居りく

二 二掛と置方残掛を置云あり梧置方と加為（と云之）

三 泉慶ホ八釜の五方成柳釜を奴指の方成働そと云 ごや有し
これハ右と左へ取違て山遠有り

口 女傍ホ云右月成角いと云上側り亘方成指そと云

右

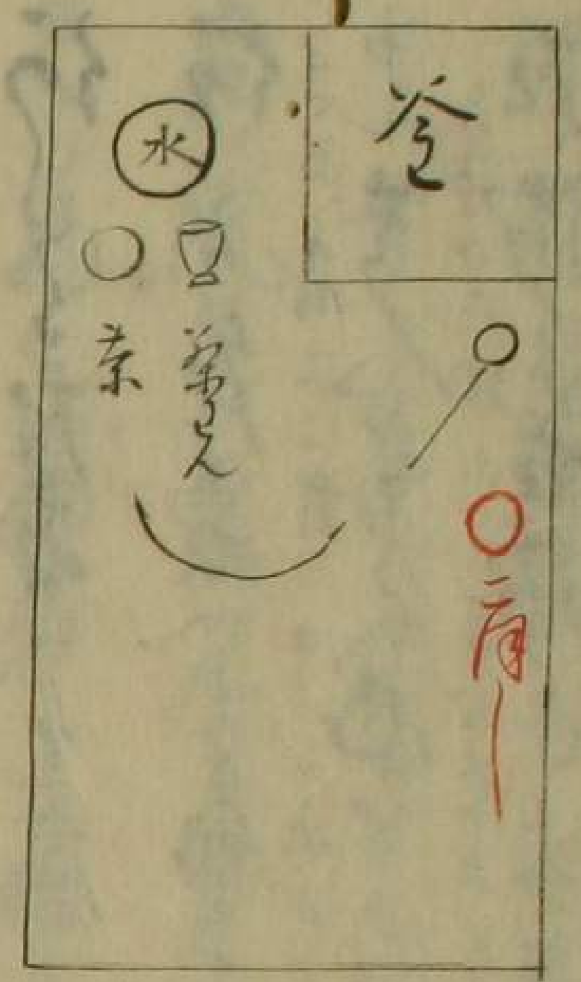

口乃ま左

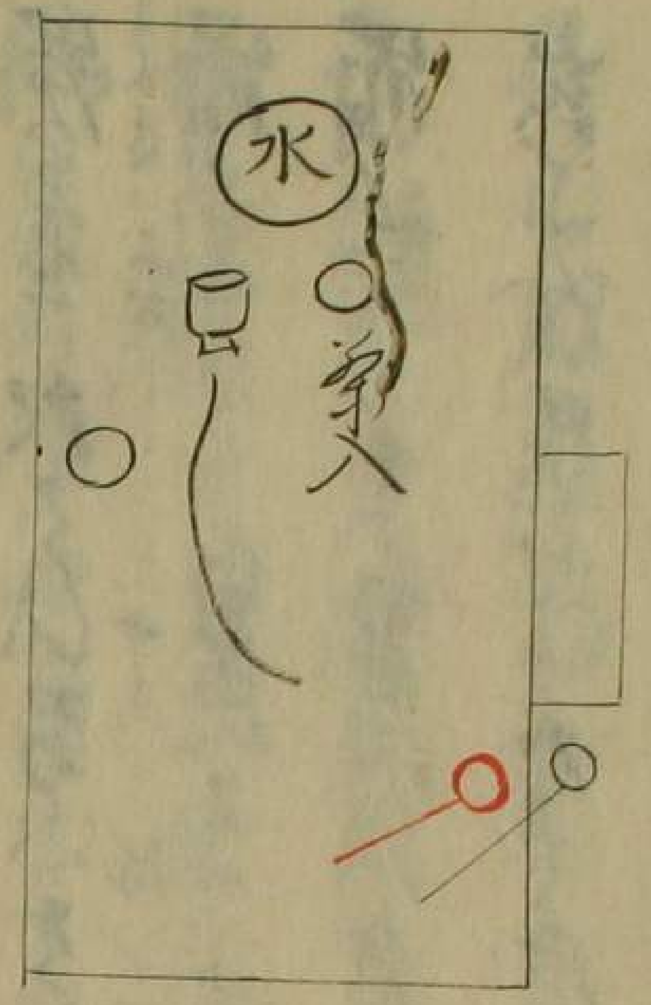

大目左

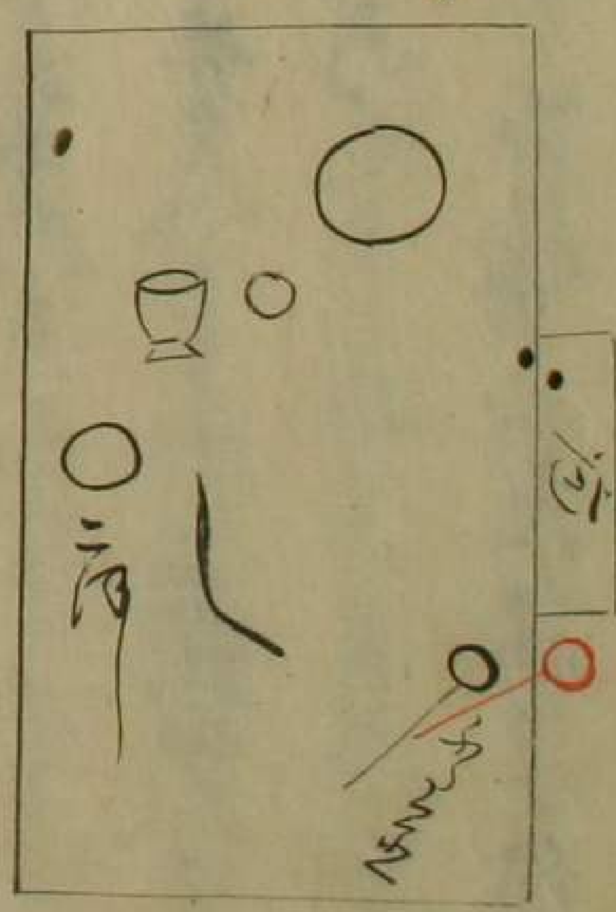

大目右

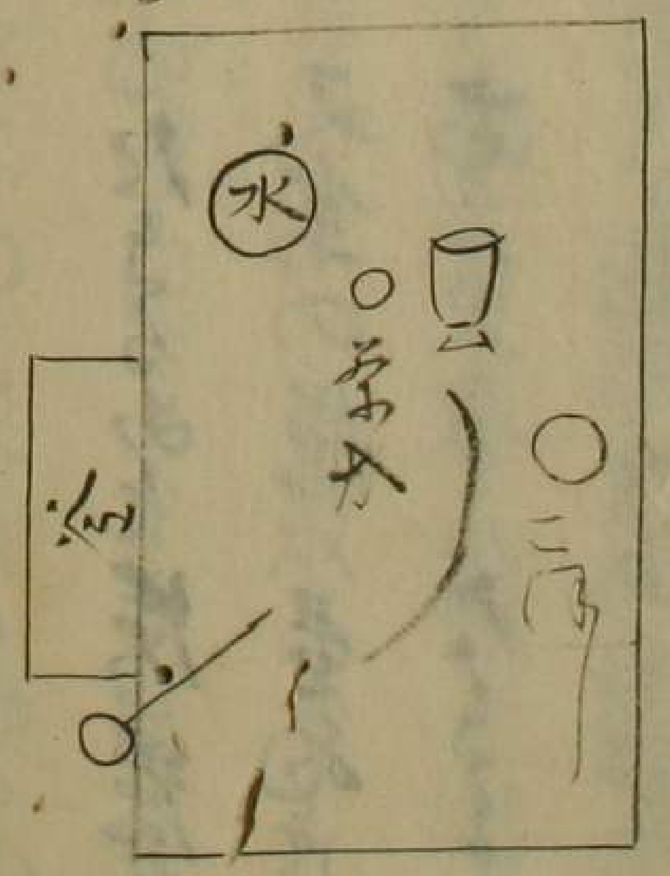

口乃ま右勝手

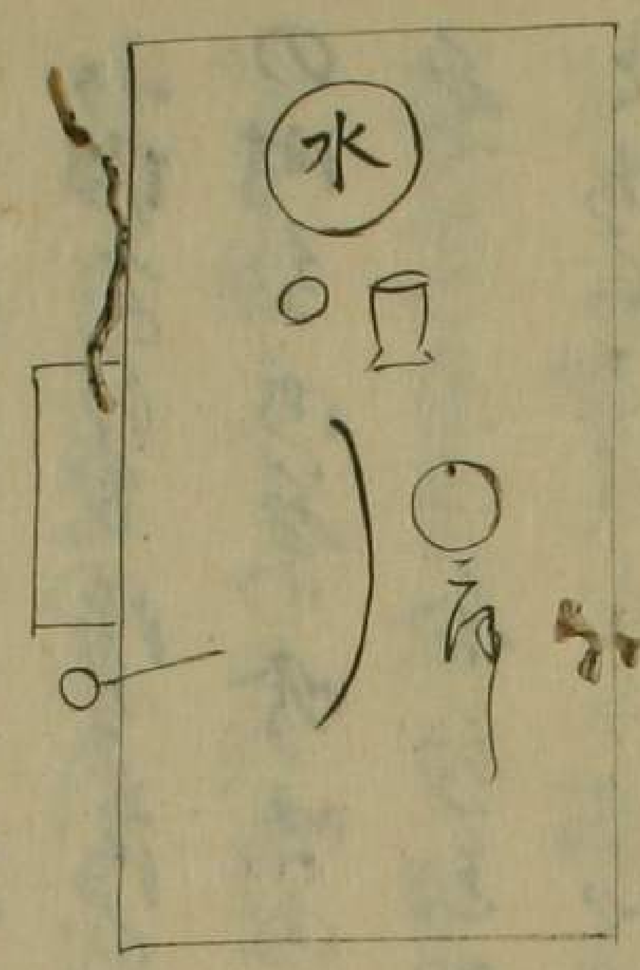

右勝手

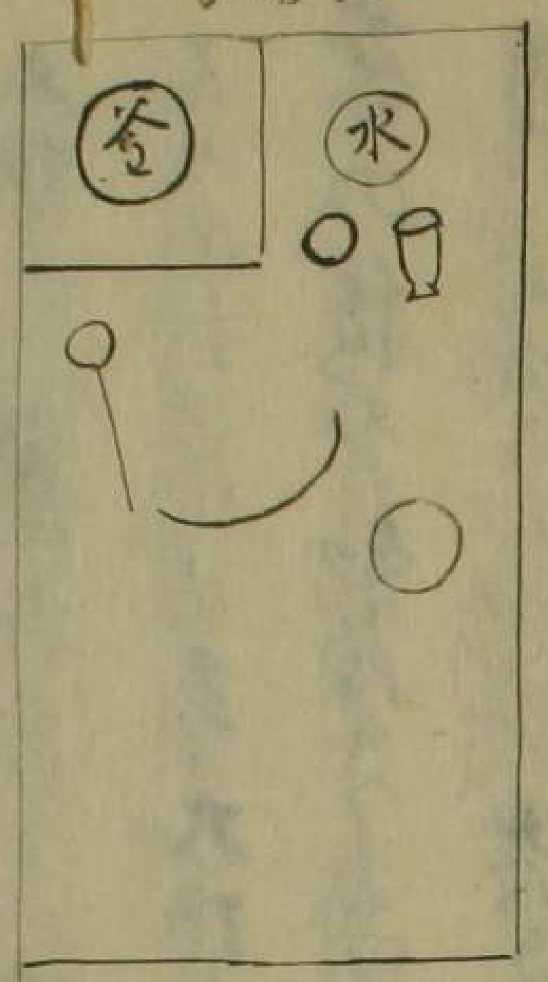

左勝手

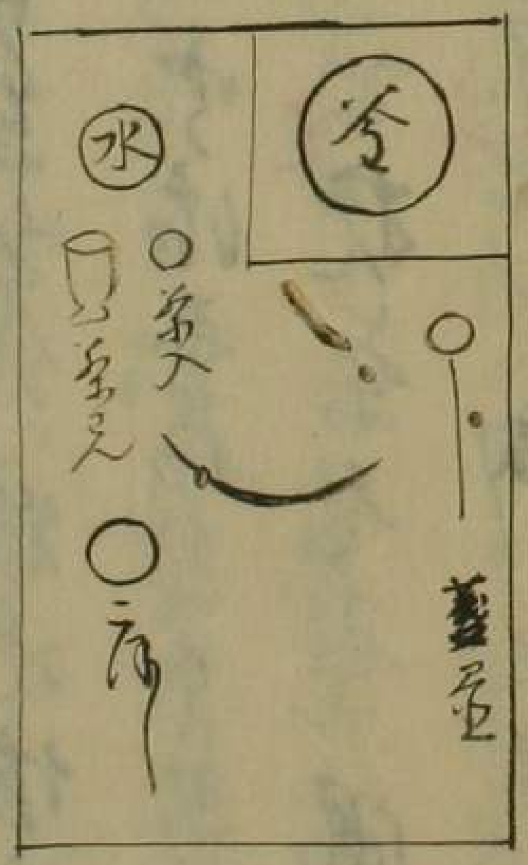

左勝手

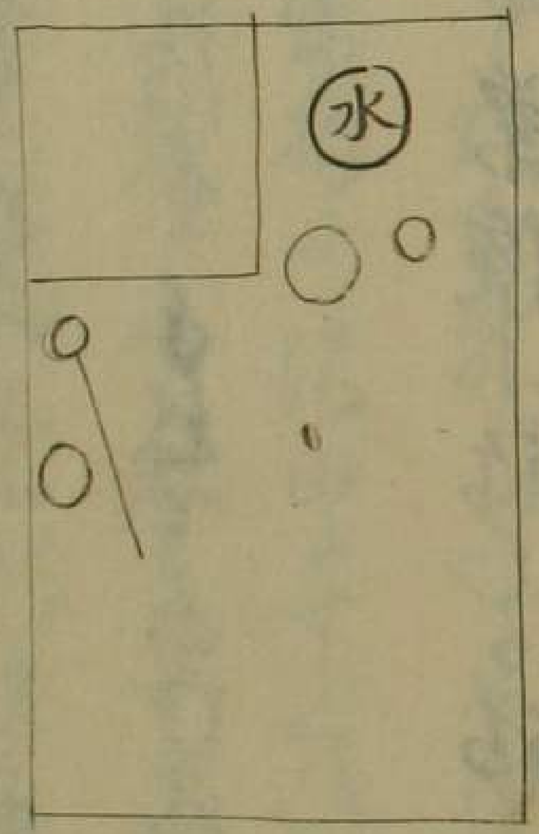

七十九
一 右ハ風炉台子向切四畳半大目引大柳を行す
此外古四畳半事之丑寅角ノ別ホ記く
てこひく茶碗云事
一、

そこひくハ道具にも伴能ハ不事し置て何ぞこゝ爾
且て茶を立るの而立たり是茶碗を名とするなり
とく茶碗[illegible]事なれし

八十一 大勢の時薄茶の事

大勢の時薄茶立るハ一二人ハ立つゝに替立て其余ハ器を
その行抔にて立て大勢の薄茶手桶ニ入门抔にて立るハ何之

八十二 茶の損を知る事

昔ハ茶段ニて見たを濃茶を好む茶櫃に詰る様に立てなり
小堀遠州侯薄く立る事を代 牧野佐渡守殿代
の時分お茶吟味の為宇治惣為茶師を呼て名誉の
茶ニて合組をさせ定挽茶を湯ニ立て湯ニ而十同
と極められ極之茶薄く出し是茶当世損と云

いわル今ハ極之別段そ各の葉も薗宇治茶の各
格別之古来別茶百匁を一斤と定め是を十匁小別にて秘同
と去袋とすること中比今ハ十匁を又分て拾匁を壱袋と名付ル
昔ハ当時茶の損薄く成る様にて大抵昔ハ壱人にて三分に極めし積り
今ハ五分に極めて壱袋十匁を以て割て用ゆ之 是故五人ニ積り
壱人前の茶ハ大抵茶掛に[illegible]分位十ゞひとつの事極之
分量の段ハ蓋角細く立て考へ合点する様に茶を詰
是より濃茶薄茶の分量に事也

一 茶を入掛に随ひ能程に入湯を一二振能挽茶湯のに入
湯時是に而ハ大抵当世なり

一 損合ハ久敷なれハ初めより茶の容も如くけし[illegible]なれは

五十七

茶巳の水こほし此茶碗を披の様と云之平日久敷
有り稽古いたしもおし可好也

宗易并ニ

八十二
一 濃ニ加ふ披のかけんと申ハ濃茶さいくれて其を申也
湯の汲様の事
湯ハ釜の底を汲出之湯ハ上へ薬ハ下へ湯ハ淡く
なり釜の底清けつなり

八十三
一 水の汲様の事
水ハ上を汲出之水の底ハ柄杓おし入上を汲なり

八十四
一 披紗二ツある事
律なふ(?)ある時ハ披紗を二ツ之袋ハ披紗ハ長手(?)之

九寸五分ニ五分之又九寸ニハ五分之ある披紗ハ九寸四方之
此二ツ有之

八十五
一 茶巾たゝみ様の事
茶巾ハ稽古のため茶巾たゝみ茶巾の事之如くため
之能きたり角ニとる左の大指人指ニて中段をはさみ右ニて文
字とる四方ニおりて茶之是常ニ用之ため茶巾ハ其
天目茶碗并台ニ仕之之三ツニたゝみて右の掌のよくて三ツニ
おりて折り合け三つ披の右の茶のよく是之長り茶巾ハ
濃茶之時続薄茶之て附ねニ茶巾ハ折すき改め
柄杓をとりよせ之茶ニあか茶ニ成巾長くもし茶巾の
角ニ折九又中ニ折て中成の折ニ長く茶なり昔

茶八

古来の事ハ作法を用ひ候より　よくとぬぐふて何くれ

中にハ右例さのミ用ひず　御手を紙にて拭ふ事ハ左様にて

の事也たゝみ紙　ぬくひ紙　たゝみ紙にて拭候事にてハ

八十六
一　茶巾手巾の事

茶巾ハ布を二ツによりて分ハ角成角たつる也布ハ不

より寸ハ八ツ折寸ハ用捨指好次第也　縫目ハたゝみ

縫之一方ハ成向ヘ一方成前へ打返しく縫之　手巾ハ布を二巾

而折て是二ツ分ヘ角成打返し　角たつ之縫目ハ左右

縫之　手巾の茶巾別無しと申人も有之なれ　道安方に

打方有りと物を取り茶巾別有る事之

八十七
一　茶筅の置様いろいろの事

茶筅茶碗に入て出し候時ハふり出し候ハぬぎて時ハ茶筅

のふちに当り穂先茶碗の内に掛り向ふにいつもよりく

置て候よ　水指の前へ置し茶をふり候時茶筅へ入付

ハ茶碗の内へ上分置て茶筅ありしやに茶筅ぬきて時

ハ濃茶ハ出し候中へ置ぬきやに薄茶ハ出しきさ

かぬきし茶筅すゝぎ候時ハすゝぎ三ツも出しくさかぬ

きやに置の時ハすゝぎてハ動かさぬ様に置ぬ茶と

ふりしてハ二所しの内に置申候

宗易云

八十八
一　茶杓の拭ひしらぬの事

茶杓ハ茶筅を心にて茶碗の底にてさくらか

一 茶出し茶入を右の手にて取時ハ常の内へ

口傳に云右の手にて先くみ出し 茶入の口へかけて取出し 茶入のすミにおき

取出し茶入のふた常の時ハ常の内へ茶出し置候ハ茶
たくわへ候て茶杓の下へ持せ候事有之候 茶入
口ちいさき茶入ハ先茶杓を入て茶入の口へ入置 大口茶
据申茶わんすくひ候茶杓にすくひ候てハ茶の手外
ハ茶入をすくひ候てハ[illegible]すくひ候の時ハ茶のまゝ[illegible]ハ
[illegible]なし

五十九
一 前後の置合の事
[illegible]座敷によりて又ハ人数によりて置合候事 [illegible]事多
先勝手口の次方へ置候 茶の時ハ亭主の次方へ置
[illegible]ても大勢の相伴衆の時ハ置合候事

[illegible]なし

六十
一 老人は茶をすする時の事
老人は茶をすすりて時同輩の衆ハ道具をも[illegible]ハ少しずつ
一段に相見へさし又挨拶申しやく段々[illegible]之炭も同事
の衆ハ参りて[illegible]事ニ候 [illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]衆にも[illegible]の道具を[illegible]て
又挨拶[illegible]之

六十一
一 [illegible]のつとめの事
客の[illegible]くひ[illegible]ハ心の[illegible]ひつらへ道具の事 [illegible]
[illegible]道具の[illegible]をも[illegible]
亭主ハ其にハ[illegible]心の[illegible]すみたり[illegible]我[illegible]

通り御立前の心に叶ふ様に心得候すへく候之
其上珍しき事をもいたし候に手様をせんと思ふハ悪し
き事之

九十二
一 人の茶湯に加り呑様の事
我流の風にかゝはらず誰人の前にても立てなよ
他流ならず前にかゝり前の常に何にとて他の流をほま
しくする八人の茶湯に似たり 又日夜朝暮茶を好
み時に及来の常の神なる茶を振ひては我茶湯
人々の風儀に掃除迄も能く知りては皆人の茶湯

九十三
一 稽古の時と人の前にての事
稽古は心をも入るゝ事也之 人の前にては前も無い

九十四
一 皇きぬ袱紗にすへしと云事也之
に歩行の包袱の事
九寸四方の袱紗にて包中に置て合せ袱紗の先ハ折て置きとく
前の方を我手に置き合又一ッの包袱ハ合せて袱紗
を向ふを出し置前の角をとり中程まて置之
且きに袱ハ引寄袱紗を解左の掌の上の右向
と前へ袱紗をひろけ右手にて左の大指にて
ふくさをたゝみ二ッに折返し置て又ふくさを
右手袱紗をとれに手に又一ッハ左の掌へ上けて袱紗
のはしを右の人指と中指とにてたゝみ重ねにふくさを
我膝に持ふくさを左へ折りふくさ也又一ッたゝみ置なり

六十

さてひしき前の方をまゐ角を右の指にてはさみ
たゝみてきれ平に折ふくさ之

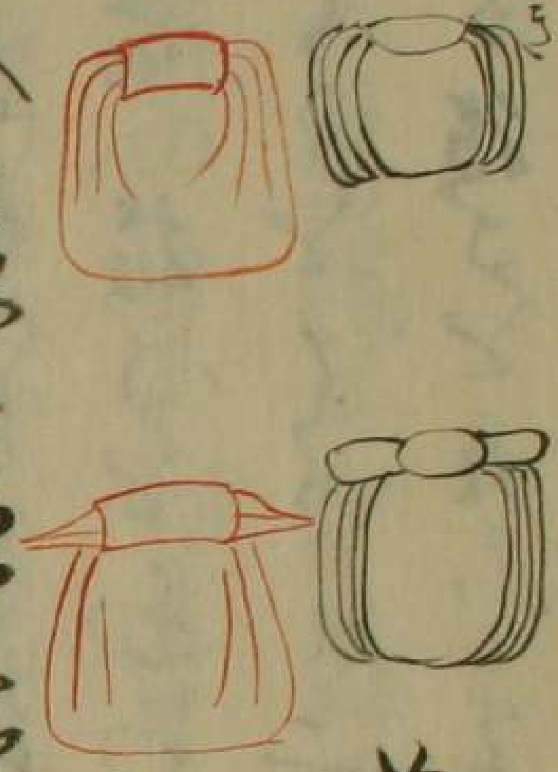

如此小ぶくさ二ツにて包之

九十五

茶入の形の事

茄子丸壺文琳尻ふくら此四を小壺と云肩付大海
是等大壺と云小壺の名ハいつれも数不載此外に
肩衝とも色代露肩小肩付盆小の外にて
是ハ小壺の盆をかりてのせてこれ之

茄子文林小壺第一也尻ふくら茄子のうけ丸壺ハ文林のうけ

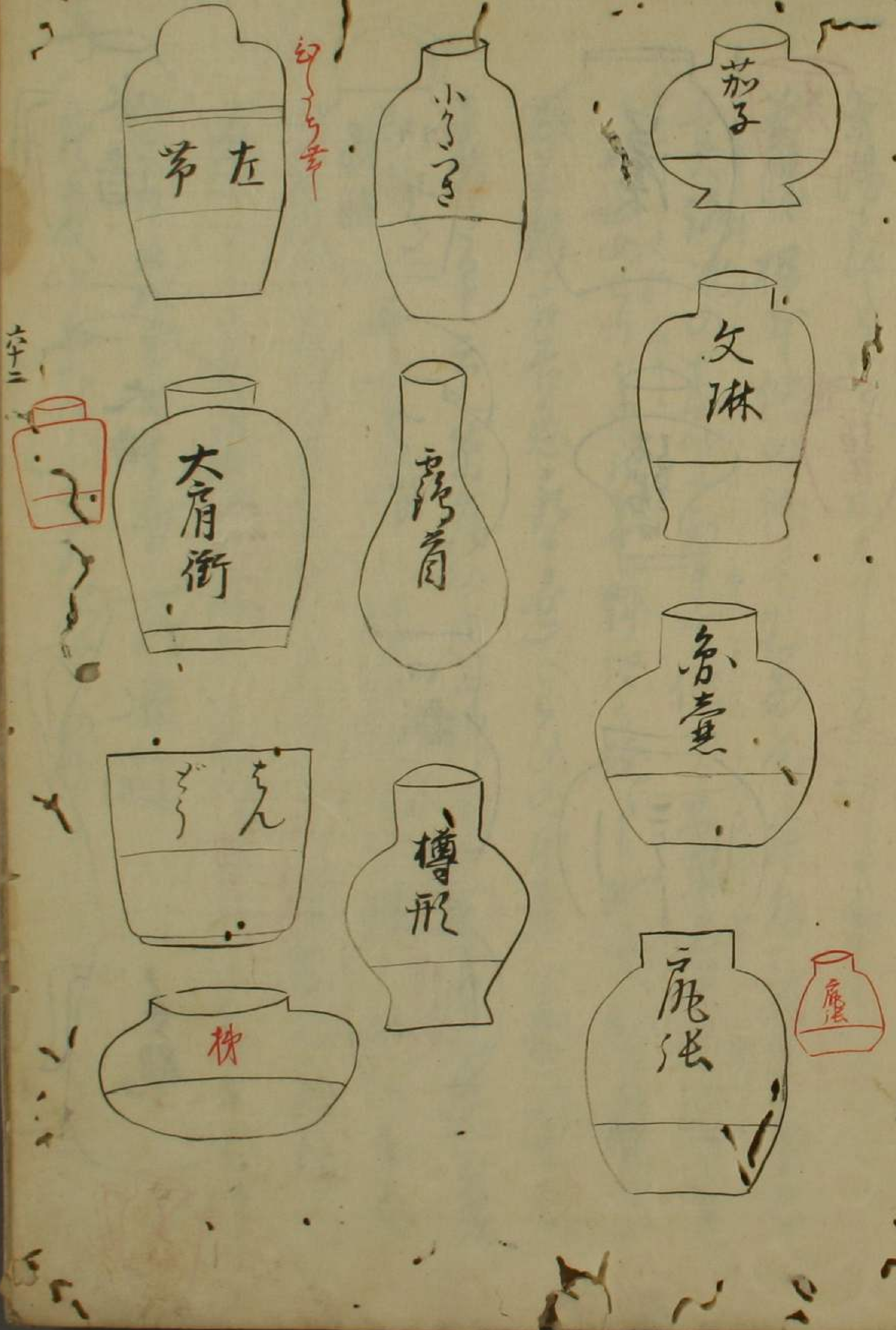

九十六

一 茶湯さしひしやくなとしまふるハ何れの事

茶湯ハ根本侘の術にて数寄屋も草庵に於て先宗易を

不失侘の本意にて為事にて侘なる本草取中の事

も世間の石のくわらぬを取合せ料理も侘なる挽さいを用随分

向ふ新古茶器を取合せて茶ひの本意を失ひ字知

さひしきと云之茶屋の内ニ錦南京遺具を揃へ金襴

緞子を交へし庵ニハ紙表紙本を極く侘の本意

小背も結さはしきとうさひしさハ自然の理なり

さひしきハ物ねたまねをさひしきと云心なり

万事十八の小す事何らの

九十七 追

在家の主人ハ茶の湯の事

六十三

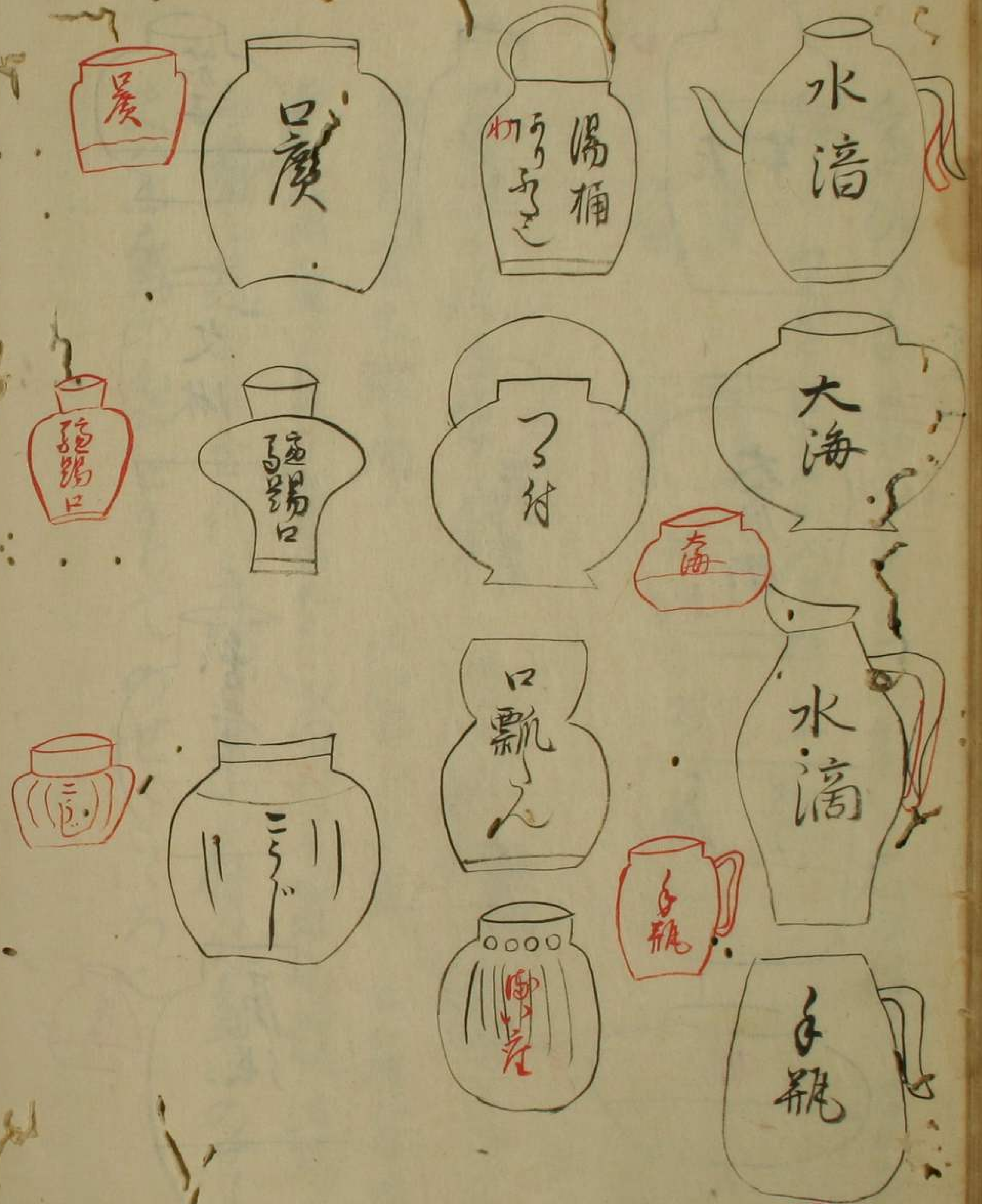

座敷の上座ハ上段床前亭主ハ次以上座と云書院ニ
て座敷中座時ハ花角上座の床中なとと云
座ニてもし

九十八

朝の茶湯ニ心得水之事有
晩ハ濃茶を出し朝ハ清め立来て上
濃茶之茶ニても出し候朝ハ手水を以て洗
朝ニても必手水をひとつ能い奇麗ニいたし候ハ朝茶之
数寄清めの候数寄之内へ入てハ改手水能いいたし
之道久又天子の墨跡ともなら座て手水をひとつ能事

九十九

数寄座のすき者めさるへきハ何事
何事もそ道理之するき者め成能之するゑ茶道具ともいか

百

此後ニ加へし次儒之師之兄ニ物数ハ掛物ニすへし
主人の常の茶道具古風之具足なといたし候之
無合取合其数寄座ニてもし候ニ之清墨跡之
無合之心持ニ候も日頃ニ数寄ニ心持にて日頃
ニ取合ニする之無合取合ハ主人の数寄ニ候掛物
之物を清物と云数寄之心得の及ふハ何事も心の
むかし掛け物ニ心も数りを始めし時の宜ニいかにすり茶戒
四ニいふ茶事の始祖と云ハ右字多分ニ立文字
禁戒なりといふ我悟寺梶氏の字ニて無ニ加し
事る者九来両座のうし筆を深く考へ

薬湯の上手道ニ立とくしむ下の葉ハくをとつきし
といつら存じて合点すへき事也